

公共建築工事の円滑な施工確保に向けて

昨年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）」が成立し、6月4日に国土強靱化基本計画が閣議決定されました。この基本法の国会審議と前後して、10年間で200兆円の公共投資を行うことが喧伝されたようですが、基本計画では社会資本整備重点計画と同様に整備目標が定められるに止まるようです。

「10年間で200兆円」という数字は、日米構造協議後のフォローアップの結果として、新公共投資基本計画（平成7年度～平成16年度）においてそれまでの430兆円を630兆円に積み増した当時と重なって見えます。もっとも、平成12年に大幅な削減が開始されるまでの間の公共建設投資は、平成3年度からの10年間で430兆円の公共投資を行うとした公共投資基本計画（平成3年度～平成12年度 [実際は平成6年度まで]）とほぼ同じ水準で推移したようです。

建設投資は、平成4年度に84兆円のピークを迎えたあと平成22年度には42兆円と半減しましたが、東日本大震災の復興需要とも相俟って3年間で2割程度上昇し、平成25年度はピーク時の約60%となっているようです。

一方、建設業就業者数はピーク時（平成9年）の約73%（平成24年）、建設業者数はピーク時（平成11年度）の約78%（平成24年度）であり、数字を見る限りでは急増したとはいえ、現在の建設投資規模を吸収できるように見えますが、現実には円滑な施工が困難な状況が見られるのも事実です。建設業界がバブル後の18年間の建設投資の継続的な縮小で構造的に大きく毀損したことの表れかもしれません。

さて、東日本大震災を契機とした建設投資の急拡大と、設計労務単価の大幅な上昇に代表される建設就労構造の改善に向けた動きは、公共工事の不調・不落等を誘発することとなり、特に公共建築工事に顕著に現れることとなりました。現在、関係各方面で事態の改善に向けての取組みが精力的に進められています。今回の特集では、公共建築工事の円滑な施工確保に向けての取組みを紹介します。

適正な予定価格の設定に向けた取組み

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課 営繕積算高度化対策官 峯村 高志

第1章 序 説

「適正な予定価格とは何か？」

公共事業の発注を担当する者にとって永遠の命題とも言えるこの問いに対し、国民に対する説明責任を果たせることを前提に、刻々と変化する社会経済情勢を反映した適切な予定価格を設定すべく我々は努力を重ねる必要がある。

ここでは、予定価格の基本に立ち返るとともに、国土交通省が実施した円滑施工確保対策の一部を紹介する。

1-1 建設工事を実現する方法

我々が一般的に建設工事を実現し、その工事目的物である建築物などを得ようとするとき、その方法として、直営施工方式、委任施工方式及び請負方式に大別することができると考えられる。

直営施工方式は、建設工事を実現しようとする本人が、自ら技能者等を雇い入れて、これらを指図して工事を完成させる方式である。委任施工方式とは、建設工事を実現しようとする者が、法律行為や事務の処理を他人に委任し、その委任を受けた者が建設工事を完成させる方式であり、これに要した費用は実費精算される。請負方式は、建設工事の完成を約した請負者が自己の責任で工事を完成させ、建設工事を実現しようとする者が、それに対して報酬を支払う方式である（表1）。

ここでいう雇用、委任、請負はともに、建設工

表1

方式	工事实施者	契約形態	工事完成責任と危険負担を行う者
直営	本人	雇用	雇主（本人）
委任	受任者	委任	委託者（本人）
請負	請負者	請負	請負者

事に関し他人の労務を利用する契約であることは共通であるが、雇用は労務それ自体の提供であって、その労務による成果は直接問題とされず、委任についても、委任された目的のもとに事務を処理すること自体を目的とし、請負のように仕事の完成を要件とするものではないので、雇用や委任によって工事を完成させる場合は、工事の施工に伴う責任と危険は雇主又は委託者としての本人が自ら負担する。これに対し請負の場合は、請負者が仕事を完成することを約し、注文者がその仕事の成果に対して報酬を与えることを約した契約であるので、仕事の完成こそ請負の中心的概念であり、請負者は独立の事業者として工事を完成する義務を負っている。

現在の建設工事は、大規模複雑化や必要な技術の高度化、また、建設業の独立企業としての発達により、そのほとんどが請負方式によって施工されているのが実態となっている。¹

1 「改訂4版 公共工事標準請負契約約款の解説」建設業法研究会 編者P1「請負・雇用・委任」より引用

1-2 「名古屋鎮台兵営建築増費請求事件」

明治22年成立の会計法（現在の会計法は昭和22年成立）が未整備であった明治初期に、「名古屋鎮台兵営建築増費請求事件」と称される受注者が公共発注者を相手取って起こした訴訟があり、この事件から当時の建築工事発注の一端を窺い知ることができる。

名古屋鎮台兵営建築工事では、明治6年に行われた本件最初の入札が不調。その後この工事の受注者となった者が発注者より請負の予約を得て、発注者の指示に従いながら仕様書の調整を行って工し、「請書」により2者連名で契約している。これは、請負う大工を特定した後に、仕様書や図面を詳細に詰める過程で請負価格を決めており、今日のネゴシエーション方式と呼ばれる調達方式に近いイメージである。更に、2者連名での契約は、JV方式に似た契約であった。

なお、明治初期の洋風建築の場合、一式請負という形態は一般的ではなく、直接施工、分業請負（分担請負）が主流であり、名古屋鎮台の場合もこれに近いやり方と言える。一式請負が広がったのは明治20年代後半からである。

さて、この名古屋鎮台兵営建築工事は、発注者の都合による設計変更、追加工事がなされ工期が遅れた。このため、当時の世情不安を原因とする資材の高騰や職人の賃金上昇が工事を直撃。受注者は工事費の増額を申し出たが、発注者はこれに応じず裁判となり、結局、原告である受注者が敗訴している。²

この事件の顛末は、後述する「施工条件明示」と「契約書におけるスライド条項の明示」の重要性を示唆しており、時代を超えた問題となっていることに、予定価格の設定を担当する者として改めてその責任を感じ入るものである。

2 「建築コスト研究71号」（一財）建築コスト管理システム研究所 岩松準主任研究員著「明治初期の建築工事紛争～名古屋鎮台兵営建築増費請求事件～」より引用

1-3 予定価格の設定に当たって

さて、建設工事を請負方式により実現しようとするとき、国等の組織は会計法及び予算決算及び会計令に基づき、地方公共団体等にあつては、財務規則等により予定価格を設定し、「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」（表2）などとされている。

表2 予定価格に求められる項目
（予算決算及び会計令第80条2項）

- 取引の実例価格
- 需給の状況
- 履行の難易
- 数量の多寡
- 履行期間の長短 等

また、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成23年8月9日閣議決定。以下「適正化指針」という。）においても、「資材等の最新の実勢価格を適正に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算の徹底に努めるとともに（以下省略）」となっており、「最新の実勢価格」を納税者に対して説明責任が果たせるよう「適正」に予定価格に反映する必要があることは言うまでもない。

第2章 予定価格の構成について

公共建築工事積算基準による工事費の構成は、図1に示したとおり、各々に区分された費用で成り立っている。

2-1 直接工事費

直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含んでいる。

直接工事費を構成する単価及び価格は、以下の4項目で構成されている。3,000㎡モデル庁舎で

試算した直接工事費に対するそれぞれの構成比率を図2に、また、それぞれの単価及び価格等の採用方法を表3に示す。

(1) 材料価格等

材料価格等は、材料費のみを計上し、その価格は、積算時の最新の現場渡し価格となっている。

価格算定にあっては、物価資料の掲載価格又は製造事業者の見積価格等を参考に定めており、建築工事における、コンクリート、鉄筋、鉄骨鋼材等が主な対象品目である。

(2) 複合単価

複合単価は、材料、労務、機械器具等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量（この数量のことを「所要数量」と称している）から構成される歩掛りに、次の単価等を乗じて算定する。

イ. 材料単価

材料単価は、物価資料の掲載価格等により定めている。

ロ. 労務単価

労務単価は、「公共工事設計労務単価」により定めている。ただし、公共工事設計労務単価

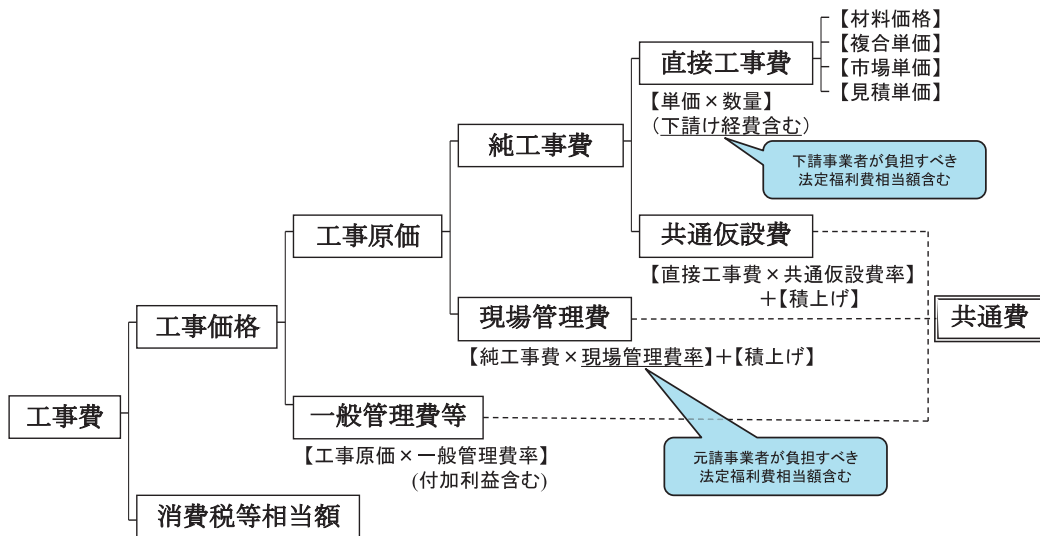


図1 公共建築工事費の構成

	①	②	③	④
建築工事	材料価格 17.8%	複合単価 17.4%	市場単価 28.3%	見積単価 36.5%
電気設備工事		複合単価 32.9%	市場単価 12.2%	見積単価 54.9%
機械設備工事		複合単価 17.5%	市場単価 23.3%	見積単価 59.2%

- ① **材料価格** (刊行物掲載価格)
材料費のみを直接計上する単価
(例：コンクリート、鉄筋、鉄骨鋼材等)
- ② **複合単価** (標準単価積算基準)
単体量当たりの材料費、労務費、機械器具経費、下請け経費等の組合せにより作成する単価
- ③ **市場単価** (刊行物掲載価格)
材料費、労務費、下請け経費等を含む単位工事量当たりの取引価格（元請けと下請け間）を調査し、作成した単価
- ④ **見積単価** (専門工事業者等)
複数の製造業者・専門工事業者等からの見積収集により作成する単価

図2 直接工事費の構成 (3,000㎡モデル庁舎試算)

表3 工事費を構成する単価及び価格等の採用方法について

 不調・不落対策としての新たな取組み
 本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映させるための新たな取組み

構成		各基準等の取扱い		単価及び価格等の採用方法			
直接 工事費	材料価格等	標準単価積算基準	積算時の最新の現場引渡し価格	刊行物掲載価格 安値→平均値		工事が僅少の場合の割増	
	複合単価	材料単価	標準単価積算基準	物価資料の掲載価格等	刊行物掲載価格 安値→平均値		工事が僅少の場合の割増
		労務単価	標準単価積算基準	公共工事設計労務単価	改修割増、休日、深夜等の割増		
		機械器具費	標準単価積算基準	請負工事機械経費積算要領、物価資料の掲載価格等	-		
		下請経費等 (その他の率)	標準単価積算基準 (率の範囲を記載)	工種毎の率により算定された額	その他の率 中間値→上限値		
	市場単価	標準単価積算基準	元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格（物価資料に掲載された単価）	刊行物掲載価格 安値→平均値	法定福利費に関する 割増補正	改修割増 工事が僅少の場合の割増	
見積価格	標準単価積算基準 見積標準書式	製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考に決定 法定福利費が明記された見 積書式への改定	原則として最安値を基に価格決定 (実勢価格帯的確な把握)				
共通費	共通仮設費	共通費基準 計算式を記載	積み上げにより算定するか比率により算定する。	・工期が著しく長期となる小規模工事の共通費算定 ・地域外の労働者の確保に要する費用の精算			
	現場管理費	共通費基準 計算式を記載	積み上げにより算定するか比率により算定する。	・工期が著しく長期となる小規模工事の共通費算定 ・地域外の労働者の確保に要する費用の精算			
	一般管理費等	共通費基準 計算式を記載					

で想定している基準作業時間外の作業や、特殊条件による作業については、労務単価の割増を行うことができる。

ハ. 機械器具費

機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」により定め、また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等により定めている。

ニ. 仮設材費

仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定している。

(3) 市場単価

市場単価は、元請企業と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」により定めている。なお、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の中で、公共建築工事標準単価積算基準に定める工種に適用している。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等に

よって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。

(4) 見積価格等

これまでに挙げた「材料価格等」「複合単価」「市場単価」以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考に定めることとしている。また、直接工事費に占める見積価格等の割合は、約4割から6割程度となっている（図2）。

2-2 共通費

共通費は、「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費等」に区分され、「共通仮設費」にあっては表4、「現場管理費」にあっては表5、「一般管理費等」にあっては表6の内容と付加利益を一式計上している。

表4 共通仮設費

- 準備費
- 仮設建物費
- 工事施設費
- 環境安全費
- 動力用水光熱
- 屋外整理清掃
- 機械器具費
- その他

表5 現場管理費

- 労務管理費
- 租税公課
- 保険料
- 従業員給料手当
- 施工図等作成費
- 退職金
- 法定福利費
- 福利厚生費
- 事務用品費
- 通信交通費
- 補償費
- その他

表6 一般管理費等

- | | |
|----------|----------|
| ○役員報酬 | ○交際費 |
| ○従業員給料手当 | ○寄付金 |
| ○退職金 | ○地代家賃 |
| ○法定福利費 | ○減価償却費 |
| ○福利厚生費 | ○試験研究償却費 |
| ○維持修繕費 | ○開発償却費 |
| ○事務用品費 | ○租税公課 |
| ○通信交通費 | ○保険料 |
| ○動力用水光熱費 | ○契約保証費 |
| ○調査研究費 | ○雑費 |
| ○広告宣伝費 | |

(1) 共通仮設費

共通仮設費の算定に当たっては、表4の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（「共通仮設費率」という。）により算定することになっているが、共通仮設費率に含まれない内容などがあり、かつ、建築工事と電気設備工事、機械設備工事では、その内容が異なるので、算定に当たっては、公共建築工事共通費積算基準を参照する必要がある。

なお、公共建築工事共通費積算基準の共通仮設費率は、工期による影響を配慮している。

(2) 現場管理費

現場管理費の算定に当たっては、表5の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去

の実績等に基づく純工事費に対する比率（「現場管理費率」という。）により算定することになっているが、工事内容等により現場管理費率の補正が必要であり、かつ、その内容が異なるので、算定に当たっては、公共建築工事共通費積算基準を参照する必要がある。

また、公共建築工事共通費積算基準の現場管理費率は共通仮設費率と同様、工期による影響を配慮している。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費の対象項目である表6の内容と付加利益について、工事原価に対する比率により算定することになっている。

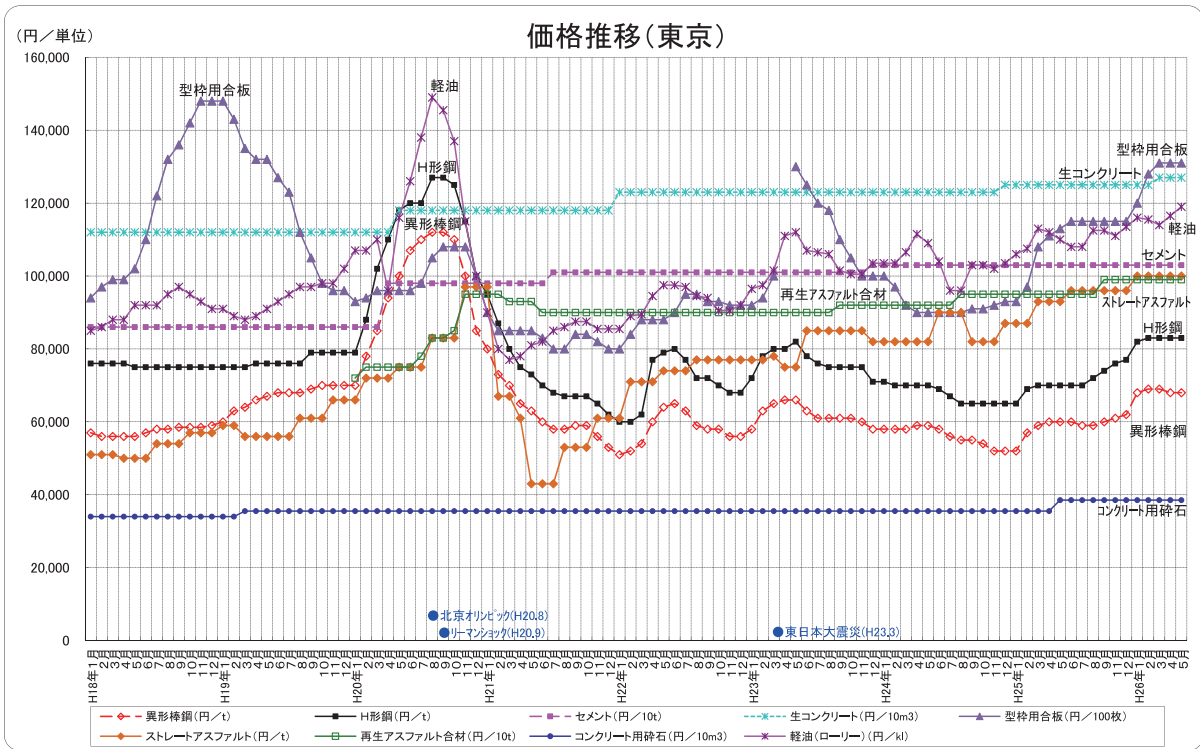
なお、公共建築工事共通費積算基準では、契約保証費を別途加算することとしているほか、労務費の比率が著しく少ない場合などの算定方法を定めている。

第3章 適正な予定価格の設定に向けて

我が国における近年の主要建設資材の価格動向を概観すると、平成20年8月に開催された北京オリンピック、翌9月のリーマンショックと同時期にピークを示し、その後急激な下落、そして、平成23年3月に東日本大震災が発災し、小幅な上下動を示したのち、平成25年1月頃より上昇している（図3）³。

最近の国土交通省直轄発注工事では、平成25年度第2四半期頃より、入札参加者がいない、もしくは不足する「入札不調」や、入札結果がすべて予定価格を上回る「不落」のために、入札不成立となる事案が増加しており、以下のような対応を講じるとともに、その内容を国及び地方公共団体等に周知している。

3 一般財団法人建設物価調査会「建設物価」より



出典：一般財団法人建設物価調査会

図3 主要建設資材の価格動向（東京）

3-1 官庁営繕工事における円滑な施工確保対策について

国土交通省は平成25年10月1日、不調・不落が多い小規模工事を主な対象として、「官庁営繕工事における不調・不落対策」⁴を作成し、各地方整備局等に通知するとともに、各省各庁、地方公共団体等へ情報提供を行った。その際の主な取組みを図4に示す。また、官庁営繕部では平成25年12月から平成26年3月にかけて引き続き官庁営繕工事の円滑な施工確保対策に関する通知を行った(表7)。⁵

3-2 公共建築工事の円滑な施工確保に係る取組み

平成25年9月頃から、地方公共団体が発注する

4 「建築コスト研究84号」P23 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課 課長補佐 山北孝治著「官庁営繕工事における不調・不落対策」参照

5 「建築コスト研究85号」P38 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課 計画調整係長 柳紀昌著「官庁営繕工事における不調・不落対策の実施状況」参照

大型公共建築工事で、入札不調・不落が多く発生しているという論調の報道が見受けられるようになった。

これまで国土交通省の直轄発注工事において不調・不落を生じていたのは、その多くが「小規模」な「改修工事」であり、業界団体へのヒアリングなどを通じて、その原因を特定し、対策を講じてきたところであるが、報道されたような大型公共建築工事での入札不調・不落は、新たな原因究明が必要であり、改めて発注者や、受注者などからヒアリングを実施し対策をまとめた。

この対策は、平成26年1月24日付文書、国営計第102号等、「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」として取りまとめ、以下のような内容の通知を行った(図5)。

- ① 入札日直近の最新単価を適用した予定価格の設定を徹底する。
- ② 通常、刊行物の掲載価格で決定している材料価格・複合単価・市場単価について、刊行物掲載価格調査時期と入札時実勢価格が、い

○ 「官庁営繕工事における不調・不落対策」を地方整備局等に通知(平成25年10月1日)

- ・ 不調・不落が多い小規模工事を主な対象

- 各省各庁、地方公共団体へ情報提供
 - ・ 中央官庁営繕担当課長連絡会議構成員に参考送付し、全国営繕主管課長会議幹事会で説明
- 関係業団体へ対策の内容を説明

官庁営繕工事における不調・不落対策の主な取組

- ◆ 実績要件の緩和、等級・地域の拡大
- ◆ 現場条件や実勢価格を適切に反映した積算
 - ・ 施工条件明示の改善
 - ・ 僅少工事の単価補正
 - ・ 積み上げによる共通費の補正
 - ・ 見積活用方式の採用
 - ・ 地域外労働者等確保経費の精算
- ◆ 工事管理の効率化
 - ・ 適切な発注ロット設定
 - ・ 工事書類の簡素化
- ◆ 応札時の負担軽減
 - ・ 入札情報提供方法の工夫
 - ・ 業界説明会の開催
 - ・ 総合評価の二極化

○ 対策の拡充(平成25年12月～)

- ・ 施工条件明示、見積活用方式などの主な取組に関する通達の発出等

図4 官庁営繕工事における円滑な施工確保対策について

表7 官庁営繕工事の円滑な施工確保対策関連通知リスト

平成26年6月19日(木)現在

文 書 番 号	日 付	文 書 名
国営計 第92号 国営整 第188号 国営設 第101号	平成25年12月26日	官庁営繕工事における不調・不落対策(施工条件の明示)について
国営計 第102号 総行行 第12号 国土入企 第24号	平成26年1月24日	公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について http://www.mlit.go.jp/common/001025732.pdf
国営計 第105号	平成26年1月24日	公共建築工事の予定価格の適正な設定等に関する相談受付について
国営管 第393号 国営計 第107号	平成26年1月30日	賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について http://www.mlit.go.jp/gobuild/infuresuraido_eizen.html
国営計 第118号	平成26年2月6日	営繕工事において入札参加者に見積の提出を求め活用する方式「見積活用方式」の試行について http://www.mlit.go.jp/gobuild/mitsumori_manyuaru.html
総行行 第21号 国土入企 第31号	平成26年2月7日	公共工事の円滑な施工確保について http://www.mlit.go.jp/common/001027683.pdf
事 務 連 絡	平成26年2月10日	賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(営繕工事版)の送付について http://www.mlit.go.jp/common/001028156.pdf
国営計 第150号 国営整 第250号	平成26年3月31日	「営繕工事における地域外(遠隔地)からの建設資材調達費用及び労働者確保に要する費用の積算方法等」の試行について(通知) http://www.mlit.go.jp/common/001041880.pdf
国営計 第151号 国営整 第251号	平成26年3月31日	「工期が著しく長期となる小規模改修工事の共通費算定」の試行について(通知) http://www.mlit.go.jp/common/001035871.pdf
国営計 第145号 国営整 第246号	平成26年3月31日	「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」について(通知) http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000011.html
国営整 第247号	平成26年3月31日	営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針の制定について(通知) http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000012.html
国営整 第248号	平成26年3月31日	営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)の送付について

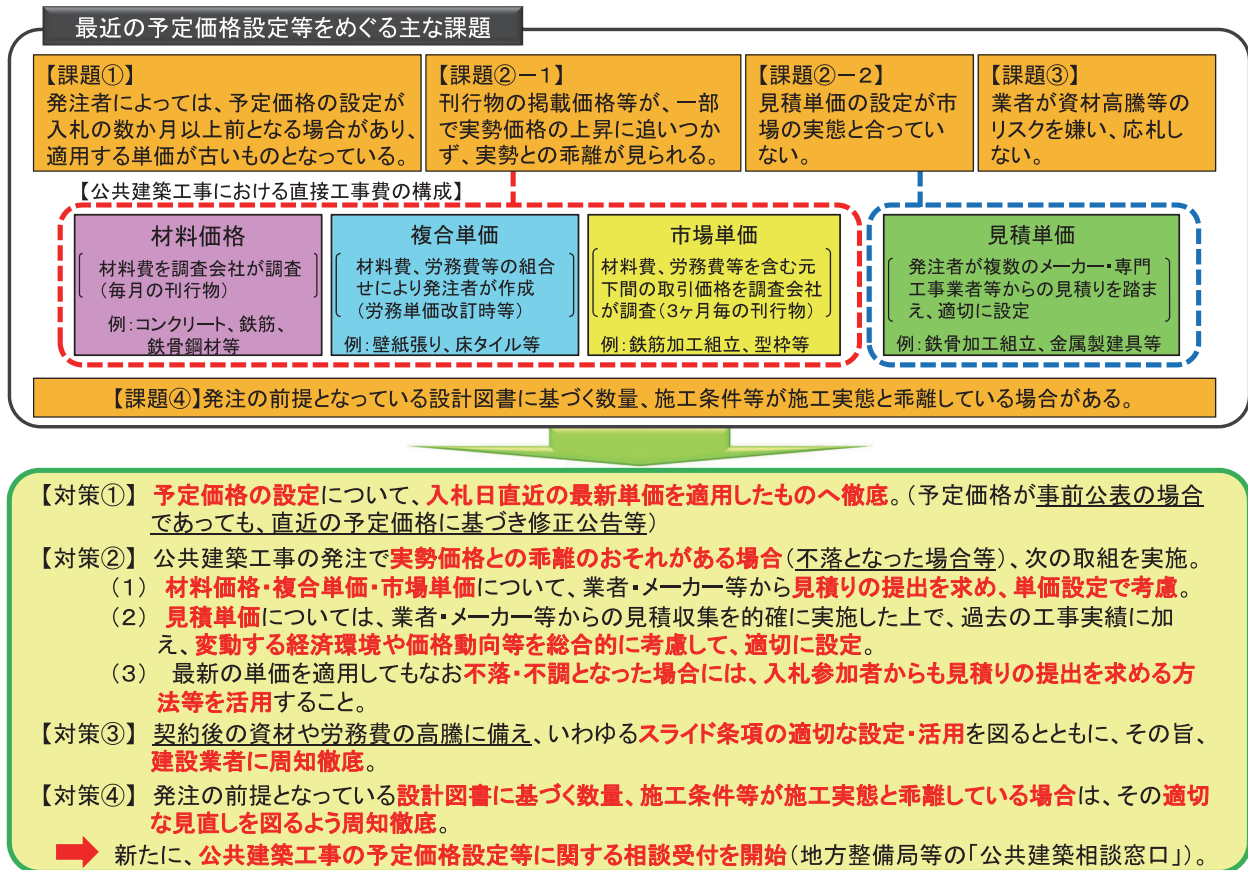


図5 公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組みについて

いわゆる“タイムラグ”による乖離が見られる場合、これらの単価にあっても、業者・メーカー等から見積りの提出を求め、実勢価格を反映した単価に設定するよう考慮する。

- ③ 見積単価については、業者・メーカー等からの見積り収集を的確に実施した上で、過去の工事実績に加え、変動する経済環境や価格動向等を総合的に考慮して、適切に設定する。
- ④ 最新の単価を適用してもなお不落・不調となった場合には、入札参加者からも見積りの提出を求める方法等を活用する。
- ⑤ 契約後の資材や労務費の高騰に備え、いわゆるスライド条項の適切な設定・活用を図るとともに、その旨、建設業者に周知徹底する。
- ⑥ 発注の前提となっている設計図書に基づく数量、施工条件等が施工実態と乖離している場合は、その適切な見直しを図るよう周知徹底する。

なお、この通知に先立ち、平成25年12月24日から平成26年2月3日の間、全国9ブロックで、地方公共団体を対象に対策内容の説明会を実施した。

3-3 公共建築相談窓口の対応状況

国土交通省は、各種円滑施工確保対策のひとつとして、公共建築相談窓口を活用した地方公共団体等への支援を行っている。平成26年1月から5月までに窓口に寄せられた相談件数は655件、そのうち、入札手続き、設計及び積算関係に関する相談は延べ410件となっており、中でも地方公共団体等から寄せられる相談が、約3分の2を占めていることは、特筆すべきことである（図6）。

相談内容の傾向としては、集計当初の1月、2月は「不調・不落対策」に関する相談が多く、1月30日付でインフレスライド適用の通知が出された2月から5月は、「スライド条項適用方法」に関する相談が多く寄せられている。また、3月、

○ 相談団体数・相談件数

ブロック	1月					2月					3月					4月					5月					合計											
	団体数					相談数	団体数					相談数	団体数					相談数	団体数					相談数	団体数	相談数											
	国	都道府県	政令市特別区	市町村	独法等		国	都道府県	政令市特別区	市町村	独法等		国	都道府県	政令市特別区	市町村	独法等		国	都道府県	政令市特別区	市町村	独法等				国	都道府県	政令市特別区	市町村	独法等						
合計	20	14	6	16	2	58	81	28	18	8	24	0	78	117	31	13	6	19	5	74	111	28	17	10	31	7	93	145	65	20	7	34	2	128	201	431	655

○ 主な相談内容

入札手続き、設計及び積算関係に関する相談 延べ410件／655件（1月53件、2月80件、3月70件、4月101件、5月106件）

- ▶ 「不調・不落対策」に関する相談 延べ89件／410件（1月35件、2月33件、3月7件、4月7件、5月7件）
 - ・不調・不落となった工事の対応方法
 - ・不落となった工事で二回目の手続きを行う際の単価の設定方法
 - ・建築工事が不調・不落となった案件で契約済みとなっている設備工事の契約解除方法
- ▶ 「スライド条項適用方法」に関する相談 延べ118件／410件（1月4件、2月36件、3月31件、4月29件、5月18件）
 - ・スライド額の算出方法（残工事の算出、スライド単価の設定等）
 - ・スライド変更契約後の設計変更に対する積算方法
 - ・スライド額算定時の単価は、法定福利費相当額の補正を行うものと考えてよいか。
- ▶ 地公体等の他に、建設業者からのスライド条項の適用に関する相談が増加 3月11者、4月7者、5月2者
- ▶ その他、「見積活用方式適用方法」、「設計労務単価改定内容」、「法定福利費算出方法」、「積算基準」等に関する相談も多い

○ 「保全」に関する相談が増加している 延べ99件／655件（1月6件、2月7件、3月8件、4月14件、5月64件）

図6 公共建築相談窓口の対応状況

4月には建設業者からスライドに関する相談が増加し、地方公共団体を中心に公共工事標準請負契約約款が活用され、国土交通省の各種通知等が準用されているという実態を窺い知ることができる。

3-4 施工条件の明示について

官庁営繕工事の改修工事では、入居官署が執務を行いながら施工する場合が多いため、工事の実施に当たっては、それらの制約を踏まえて工程に関する施工条件を設定することが重要である。

施工条件が不明確なまま発注を行った工事では不調・不落の発生率が高い傾向にあり、工程に影響を及ぼす「施工手順」を施工条件として明示することは、施工時の負担を軽減することのみならず、不調・不落対策として重要な位置を占めている。国土交通省では従来、平成14年5月30日付文書、国営計第24号で各地方整備局等に通知していたが、今般、平成25年12月26日付文書、国営計第92号等で、工事期間中に施設内で行われる入居官

署の通常業務への影響を最小限に抑えつつ、工事を安全かつ効率的・効果的に進めるという観点から、必要な範囲で工事を複数の作業範囲に分割し、作業の着手順序、作業工程、資機材の搬入経路等を明示するよう改めて通知している（図7）。

3-5 入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式、いわゆる「見積活用方式」について

入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式（試行）（以下「見積活用方式」という。）は、工事の不調・不落対策として採用するものであり、公共建築工事積算基準類に基づく価格と実勢価格に乖離が生じていると考えられる項目について、入札参加者から提出される見積価格を用いて予定価格を作成する方式であり、見積活用方式の採用により、工事契約が締結され円滑な事業執行が行われることを本方式採用の目的としている。

なお、予定価格を設定するに当たり、入札参加者から提出される見積価格の妥当性を確認し、適

○官庁営繕工事の改修工事では、入居官署が執務を行いながら施工する機会が多いため、工事の実施に当たっては、それらの制約を踏まえて**工程に関する施工条件を設定することが特に重要**。
 ○不調・不落対策として、工程に影響を及ぼす「**施工手順**」を**施工条件として明示し、施工時の負担を軽減**。

1. 設計図書(工事請負契約書 第1条)への適切な明示

通知済の内容(明示項目等)

施工条件明示について (平成14年5月30日付 国営計第24号)

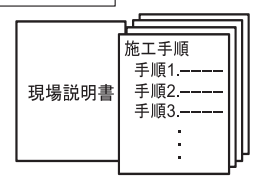
明示項目	明示事項
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期
	2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法
	3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期
	4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容
	5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間
	6. 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等
用地関係
公害関係
安全対策関係
⋮	⋮

今回通知する内容(明示方法)

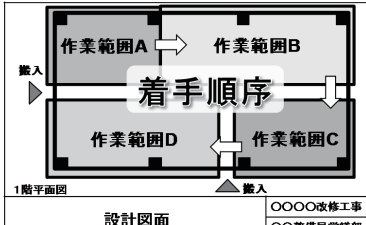
今回通知により改修工事の工程に関する施工条件の明示方法を指定

※設計図書への明示のイメージ


・現場説明書による明示



・設計図面による明示



該部分の補足



2. 現状を踏まえた適切な施工条件の設定

実地調査を実施した上で、改修対象施設の現状を踏まえた適切な施工条件を設定。

図7 官庁営繕工事における施工条件明示について

切に対応する必要がある(図8)。

見積価格は、根拠資料等により妥当性を確認することになるが、見積価格は実勢価格で提出するよう入札説明書に明記し、その価格は、契約後の上昇を予測した金額を含めた価格ではないことを厳守させる必要がある。なお、根拠資料等により複数者の見積価格の妥当性が確認できた場合は、その平均値を予定価格に反映させることとしている。

3-6 スライド条項の適用について

公共工事標準請負契約約款は、中央建設審議会が公共工事等の請負契約関係を律すべきものとして決定及び勧告しているもので、国、地方公共団体、独立行政法人等のみならず、電力会社、鉄道会社等の常時工事を発注する機関が行う建設工事を対象として、標準的な契約約款を定めたものであり国土交通省が発注する公共工事において、約款に準拠した内容を契約書としている。

同約款の第25条に、「賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更」として、「全体スライド」(第

1項から第4項)、「単品スライド」(第5項)、「インフレスライド」(第6項)を定めている(図9)。

これらの条項は、賃金又は物価の変動に基づくリスクを受注者のみに負わせるのではなく、変更契約により請負金額の変動に対応することとし、入札時の応札価格に将来の価格上昇を含めることによる不調・不落の発生を防止している。

国土交通省では、平成26年1月30日付文書、国営計第107号等で、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」を发出し、インフレスライドを運用することとした。同条項の適用は、昭和49年に運用通達を行って以来となる。あわせて地方公共団体等に対し同条項の適切な運用を要請した。

3-7 対策の普及とその効果

これら各種の対策は、国土交通省の直轄発注工事を実施するとともに、各地方公共団体等においてもその普及が進んでいることが、公共建築相談窓口寄せられた相談内容から読み取ることがで

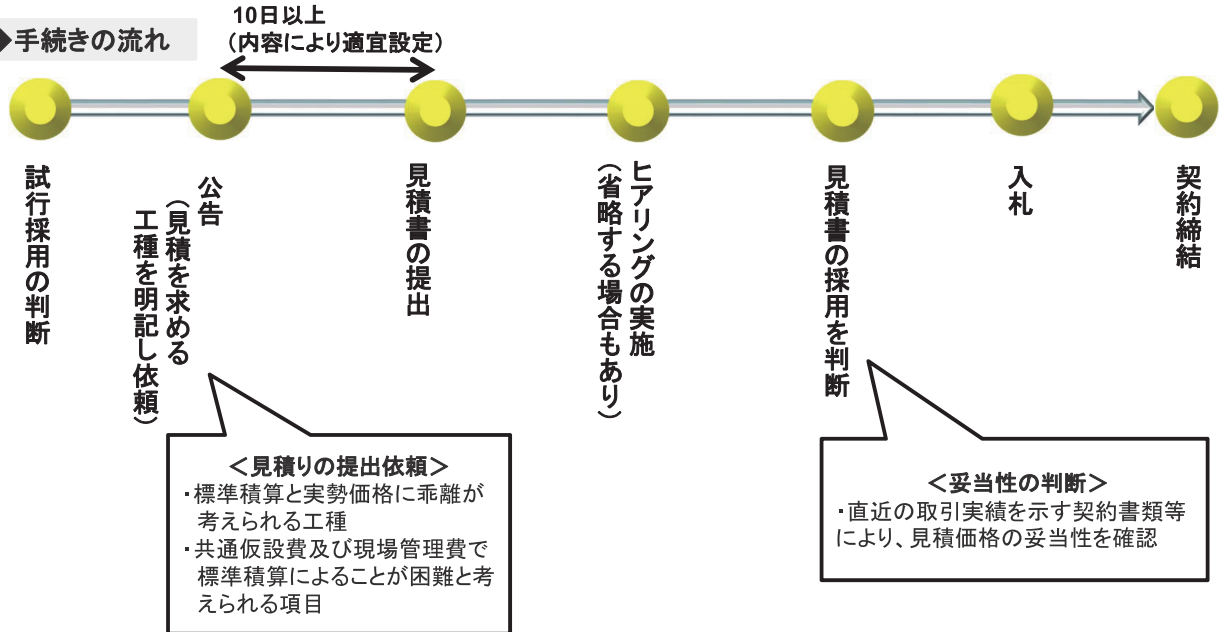
◆ 概要

発注者の積算との乖離が大きく、入札の不調・不落が頻発している工事において、予定価格の作成にあたり応札予定者の見積りを活用する方式

◆ 対象工事及び工種

対象工事：標準積算と実勢価格に乖離があると考えられる工事
 対象工種：直接工事費及び共通仮設費・現場管理費の積み上げ部分

◆ 手続きの流れ



入札公告文記載例

本工事は、発注者が、応札予定者に見積りの提出を求め、妥当性が確認できた見積書を予定価格に反映させる試行工事である。
 競争参加資格確認資料等の提出時に、積算に必要な直接工事費・共通仮設費・現場管理費について記載した見積書を提出するものとする。
 ①見積を求める工種 (記載例) 型枠(打放合板型枠B種 〇〇㎡)

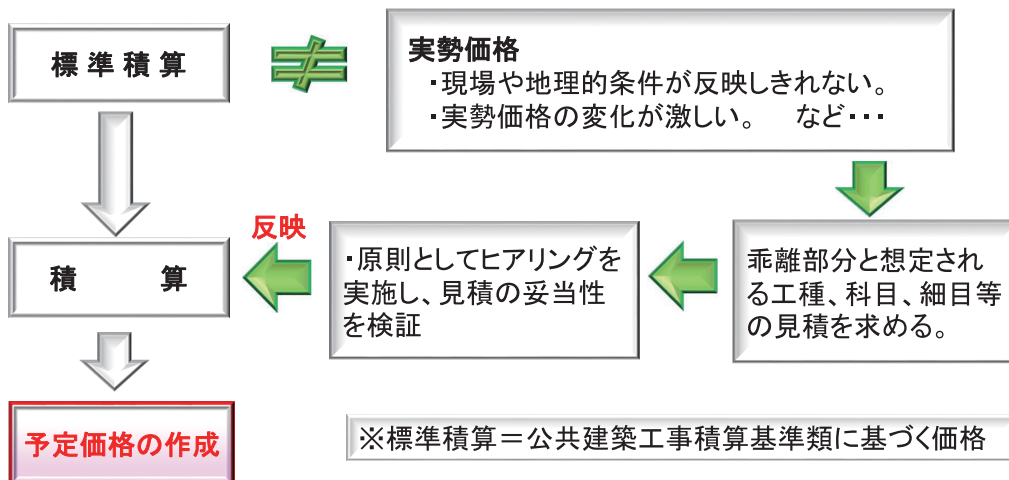


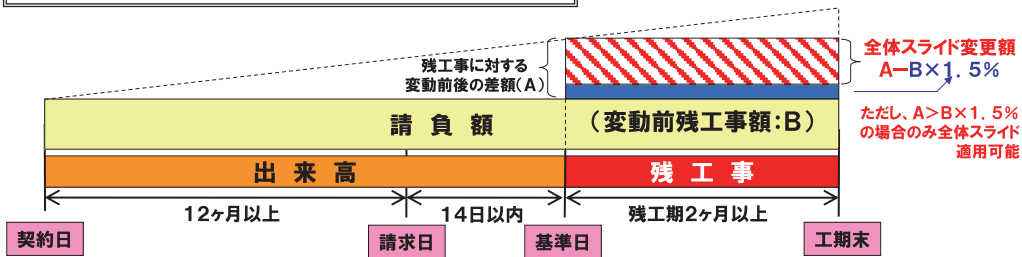
図8 営繕工事における応札予定者から見積りの提出を求める方式 (試行)

価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

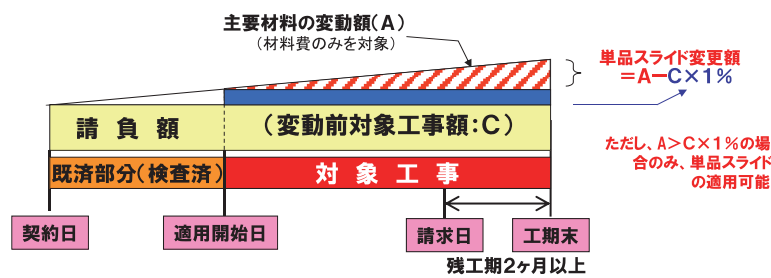
項目	全体スライド (第1~4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 (運用通達発出日時点で継続中の工 事及び新規契約工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (運用通達発出日時点で継続中の工 事及び新規契約工事)
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に 対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対 応する措置	急激な価格水準の変動に対応する 措置
請負額変更の 方法	対象	部分払いを行った出来高部分を除く 特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	臨時で賃金水準の変更がなされた日 以降の残工事量に対する資材、労務 単価等
	受注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスラ イドと併用の場合、全体スライド又は インフレスライド適用期間における負 担はなし)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適 用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除 いた工期内全ての特定資材が対象 のため、再スライドの必要がない)
これまでの事例	ほぼ経年的にあり	平成20年に運用通知	昭和49年に運用通知 (第1次石油危機当時)

(1) 全体スライド(工事請負契約書第25条第1項~第4項)



(2) 単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)

対象資材: 鋼材類等特定の資材



(3) インフレスライド(工事請負契約書第25条第6項)

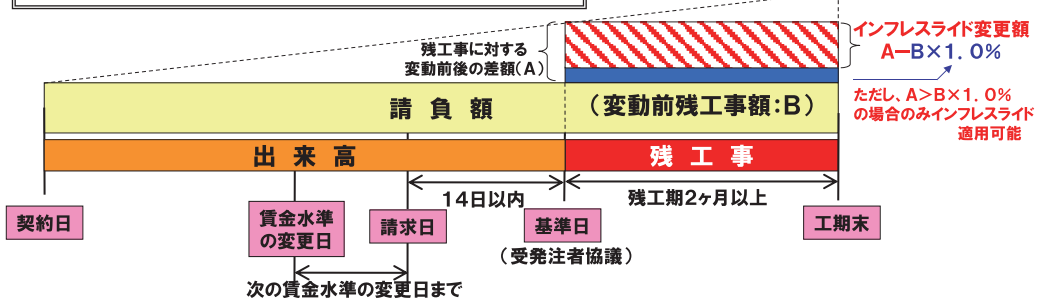


図9 スライド条項について (契約約款第25条)

きる（図6）。

一方、これら対策の効果はというと、直轄工事については、入札不調・不落の発生はあるものの再発注等により、ほぼ契約できているところであり、限られた件数（割合）ではあるが、数回に及ぶ再発注においても未契約の工事が存在するため、これらをフォローし、今後の対策に役立てる必要があると考えている。

なお、平成25年度第1～第3四半期までの入札不調・不落工事のうち、3回以上発生しているものでかつ、未契約のものを抽出すると発注手続き全体（約11,700件）のうち、該当は42件（約0.4%）となっている。

また、地方公共団体等が発注する概ね5億円以上の公共建築工事においては、引き続き3回以上の不調・不落となった工事が見られることから、

各地方整備局等を通じた原因究明と対策の支援を続けているところである。

3-8 社会保険未加入対策の今後

建設産業において、法定福利費を適正に負担しない保険未加入企業が存在し、他の産業に比べ労働条件が悪く、若年入職者減少の一因となっている。その一方で、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

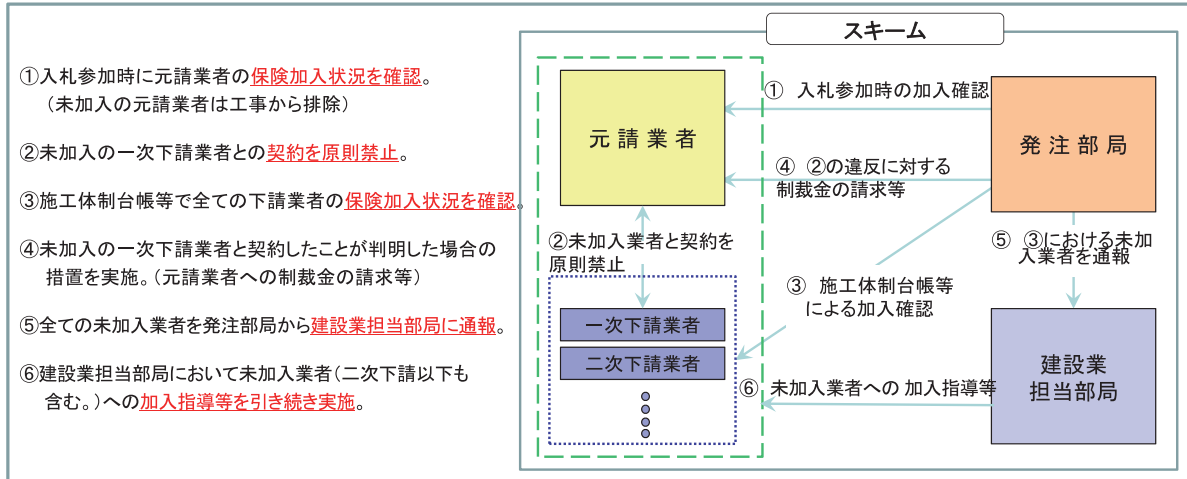
国土交通省では、建設業において必要な人材を確保し、健全な競争環境を構築するため、平成24年度から、行政、建設業界を挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいる。

平成26年4月1日には、「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額」を明確にするため、同

表8

国 営 計 第 1 4 2 号 平 成 2 6 年 3 月 2 7 日
北海道開発局営繕部長 殿 各地方整備局営繕部長 殿 内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 殿 大臣官房官庁営繕部計画課長 殿
国土交通省大臣官房 官庁営繕部計画課長 （公 印 省 略）
営繕工事における 「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」 の算出方法の試行について(通知)
<p>今般、予定価格に所定の法定福利費の事業主負担額（概算額）が含まれていることを、より容易な形で明らかにする観点から、入札調書に予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額を明記することとなった。</p> <p>営繕工事における同概算額の算出にあつては、下記のとおり試行することとしたので通知する。</p>
記
1. 営繕工事における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の算出方法 法定福利費事業主負担額概算額 ≍ 工事価格×5% （昇降機設備工事を除く） 昇降機設備工事の法定福利費事業主負担額概算額 ≍ 工事価格×2%
2. 試行対象工事 平成26年4月1日以降に契約の締結を行う工事を対象とする。
3. 本件に関する担当者、問い合わせ先 国土交通省 大臣官房官庁営繕部計画課 課長補佐(積算担当) 峯村 高志 E-mail : minemura-t2f8@mlit.go.jp TEL 03-5253-8111 内線 23243

- 平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、
 - ・社会保険等未加入建設業者に対する**指導監督を強化**する。
 - ・**元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定**する。
- (※)建築一式工事の場合は4500万円



- 平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定する。
- 上記内容につき、平成26年5月16日付けで地方整備局等宛に通知を発出。また、同日付けで、地方公共団体に対し、当該通知を参考送付し、同様の取組の検討を促した。

図10 国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策

日以降に契約の締結を行う営繕工事において、法定福利費事業主負担額の概算額を入札調書に明記することになり、現在、同概算額の算出方法の試行を行っている(表8)。

今般、平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、社会保険等未加入建設業者に対する指導監督強化と、元請業者及び下請代金の総額が3,000万円(工事が建築一式工事の場合は4,500万円)以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定することとし、平成26年5月16日付けで地方整備局等宛に通知を発出した。また、同日付けで、地方公共団体に対し、当該通知を参考送付し、同様の取組みの検討を促した(図10)。

更に、平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定し、従来から段階的に進めてきた対策を加速している。

第4章 まとめ

現在の建設工事は、そのほとんどが請負方式によって契約され、施工されている。それに加え、特に建築工事は、民間市場が大半を占めており、この市場動向を無視して、実勢価格を反映した適切な予定価格の設定は不可能である。また、国民や住民のニーズに的確に応える行政サービスを提供するためには、適切かつ確実な公共事業の発注が必要不可欠である。

このような根本的な課題に応えるべく、今後とも国土交通省直轄発注工事のもとより、地方公共団体等が発注する公共工事の不調・不落などの発生状況を調査し、その原因を究明するとともに、新たな公共工事の円滑施工確保に向けて、適切な予定価格の設定に努めてまいりたい。

営繕工事請負契約における 設計変更ガイドライン(案)

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 施工基準係長 小川 良典

1 はじめに

国土交通省では、直轄営繕工事の発注において公共工事の品質確保に関する基本理念に則り、関係機関等との協議を調べ、適正な工期で円滑かつ効率的な事業執行に努めています。一方で、各地方自治体に対して出された「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について（平成26年1月24日総行第12号、国営計第102号、国土入企第24号）」には、更なる円滑な施工確保を図るための具体的な措置として、「発注の前提となっている設計図書に基づく数量、施工条件等が施工実態と乖離している場合は、その適切な見直しを図るよう徹底すること。（4. 設計図書の適切な見直し）」が挙げられています。

このような状況において官庁営繕部では、公共建築工事の円滑な施工確保に向けて総合的に取り組むにあたり、平成26年3月に『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)』（以下、「本ガイドライン(案)」）を作成いたしました。本ガイドライン(案)は、工事請負契約締結後の設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止に関する発注者・受注者の手続き上の留意点等を示すもので、契約当事者双方の責任範囲の明確化、手続きの透明性の向上及びこれらによる円滑な事業実施を目的としています。なお、本ガイドライン(案)は、国土交通省制定の工事請負契約書（以下「契約書」）と公共建築工事標準仕様書が適用

された建築工事を前提として作成しています。

2 本ガイドライン(案)の概要

本ガイドライン(案)は、主に「設計変更ガイドライン」と「工事一時中止ガイドライン」で構成されます。まず、設計変更ガイドラインでは、主に契約書第18条、第19条における条件変更等に関して、設計変更を実施する際の発注者及び受注者の留意点や設計変更に係る手続きについて示しています。次に、工事一時中止ガイドラインでは、契約書第20条における工事の中止に関して、工事を中止する場合の考え方や中止に係る増加費用の項目を記載しています。なお、地方整備局等においては、本ガイドライン(案)を参考に、その地方特有の実情を考慮しつつ、地方整備局版としてまとめることとしています。

3 設計変更ガイドライン

以下、設計変更ガイドラインについて、重要な事項をご紹介します。ただし、本稿で示す内容は、工事に携わる技術者に対して、一般的な考え方を示すもので、個別の対応については、当該の請負契約における発注者及び受注者の協議等によります。

(1) 適切な設計変更の必要性

一般に建設工事は、発注者と受注者の間で請負

契約を締結することにより開始され、受注者の仕事の完成と工事目的物の引渡し、そして発注者側の代金の支払いで終了します。公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）の基本理念には、「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。」¹とあり、設計変更を実施する際にも、発注者と受注者が各々の役割を適切に理解し、設計変更の手続きについて両者が了解していることが重要となります。

（2）設計変更に関する留意事項（受注者）

適切に設計変更を実施するためには、受注者は以下の事項について、留意する必要があります。

- ①受注者は契約書第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督職員に提出し確認を求める。
- ②発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要などやむを得ず受注者の意見を聴いた上で回答までの期間を延長する場合もある。そのため、受注者はその事実が判明次第でできるだけ早い段階で協議を行うことが重要である。
- ③受注者自らの都合による提案・変更の場合は設計変更の対象とならないことに留意する。
- ④受注者は書面による指示・協議等の回答を得るまでは施工しない。

（3）設計変更に関する留意事項（発注者）

一方で、発注者側にも以下のような留意すべき事項があります。

- ①協議の回答は契約書により、発注者が契約書第18条第3項により調査の終了後14日以内にする事となっている。期限内の回答は発注者の責務である。
- ②発注者は関係部局の調整後、速やかに書面によ

1 公共工事の品質確保の促進に関する法律は、2014年5月1日現在、国会にて改正案を審議中です。

る指示・協議等を行う。

- ③当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたる。
- ④当該事業（工事）における設計変更の必要性を明確にする。（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別工事で発注すべき内容ではないか）を明確にする。）
- ⑤設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
- ⑥自主施工の原則（詳細は（6）指定・任意の正しい運用を参照）を踏まえた適切な対応が必要である。

（4）設計変更が不可能なケース

下記の場合においては、原則として設計変更が実施されません。ただし、契約書第26条（臨機の措置）による対応の場合はこの限りではありません。

- ①設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わない、又は発注者からの「指示」等の通知がなく、受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- ②発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合。
- ③契約書・公共建築工事標準仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合（契約書第18条～第24条、公共建築工事標準仕様書1.1.9～1.1.10）。
- ④指示・協議等、正式な書面によらない場合。
- ⑤総合評価方式による技術提案の内容を変更して施工を実施した場合（条件変更等を伴わない場合）。

（5）設計変更が可能なケース

一方で、受注者が契約書第18条に該当する事実を発見したときは、監督職員に通知し、その確認を請求しなければなりません。これらは、すべて設計変更が可能なケースです。

- ①設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（第18条第1項の二）。
- ②設計図書の表示が明確でない場合（第18条第1

項の三)。

- ③設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（第18条第1項の四）。
- ④設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（第18条第1項の五）。

また、発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合（契約書第19条に該当）や、受注者の責めに帰することができない事象により、受注者が工事を施工できないと認められる場合（契約書第20条に該当、詳細は工事一時中止ガイドラインを参照）も設計変更可能なケースにあたります。

（6）指定・任意の正しい運用

設計変更を実施する際の前提として、発注者及び受注者双方は「指定」と「任意」の違いを正しく理解しておく必要があります。

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、その責任の所在を明らかにする必要から、原則として受注者が定める（以下、「任意」）ものとされており、これは「自主施工の原則」とも言われています（契約書第1条第3項を参照）。したがって、設計図書で指定されていないが、〇〇工法で積算しているとき、「〇〇工法以外での施工は不可」と発注者が対応することは、不適切な例となります。

ただし、発注者が仮設・施工方法等を特別に定める場合もあります（以下、「指定」）。また、仮設物の施工に関する一部例外として、任意仮設に係る経費が予定価格の総額に占める割合が大きいなど、その入札額に大きな影響を与えることが予想される場合においては、施工方法の任意性に配

慮するため契約の条件等とは定めないまでも、参考として仮設物の図面等を示す場合もあります。（表1参照）

以下に、「指定」と「任意」に関する留意事項をまとめます。

- ①任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ②任意については、その仮設・施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象として扱わない。
- ③任意であっても、関係する設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないときは、公共建築工事標準仕様書1.1.8（疑義に対する協議等）又は契約書第18条（条件変更）第1項、第2項の手続きによる。

4 工事一時中止ガイドライン

発注者は、契約書第20条の規定に基づき、受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、もしくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければなりません。ここでは、工事一時中止ガイドラインの重要な事項をご紹介します。

（1）営繕工事において工事を中止すべき場合

受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合として、契約書第20条第1項には以下の2つが規定されています。

- ①工事用地等の確保ができない等のため受注者が

表1 指定・任意について各図面における扱い

	任意	指定
設計図書による表示	施工方法等の具体的な記述なし。	施工方法等に関する具体的な記述あり（文章又は図示等による）。
参考図	<p>応札者に対する参考として、発注者側の施工方法等に関する積算上の考え方を示すもので、受注者を拘束するものではない。</p> <p>受注者は、自身の責任で施工計画を立案する。</p>	

工事を施工できないと認められるとき。

- ②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、もしくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき。

ここで、「工事を施工できないと認められる場合」とは、客観的に認められる場合を意味しており、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではないことに注意が必要です。例えば、営繕工事における①の例としては、同一現場内に建築、電気設備及び機械設備等複数の工種の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合等が該当します。また、同様に②の例としては、地中障害物・埋設物等の調査及び処理を行う場合や、埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合が挙げられます。

なお、契約書第20条第2項により、上記①②の2つの規定以外にも、発注者が必要であると認めるときは（工事の完成前に限る）、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができます。

(2) 基本計画書について

営繕工事においては、工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっており、工事を中止する場合において、受注者は中止期間中の工事現場の管理に関する計画（以下、「基本計画書」）の作成を行うこととしています（現場説明書等の設計図書に明記）。基本計画書に記載すべき内容を以下に示します。

- ①中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること。
- ②中止に伴う受注者側の工事現場の体制の縮小と再開に関すること。
- ③工事現場の維持・管理に関する基本的事項。

(3) 増加費用の考え方

契約書第20条第3項には、発注者は工事の施工を中止させた場合において「必要があると認めら

れるとき」は、請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない、と規定されています。したがって、中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う必要があります。ここで一時中止に伴う増加費用とは、以下の3項目及び受注者の本支店における必要な費用を指します（図1）。

①工事現場の維持に要する費用

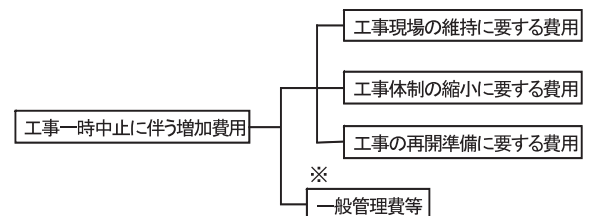
中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等。

②工事体制の縮小に要する費用

中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等。

③工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

図1 一時中止に伴う増加費用の構成

5 おわりに

設計変更及び工事一時中止を適切に実施するためには、発注者と受注者双方は工事の施工に際し、本稿の内容を予め理解し、各々の役割分担について共通認識を持つことが肝要です。これにより、公共建築工事の品質確保、更には円滑な施工確保に繋がるものと考えています。

営繕工事における 工事関係図書等に関する効率化

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 施工基準係長 小川 良典

1 はじめに

国土交通省では、公共建築工事の円滑な施工の確保に向けて、競争参加条件の緩和や地域外労働者等確保経費の精算、施工条件明示の改善、見積活用方式の活用など様々な対応策を実施しています。これら対応策の内容は、本誌No.84 P23～「官庁営繕工事における不調・不落対策」やNo.85 P38～「官庁営繕部における不調・不落対策の実施状況」に詳述しておりますので、そちらをご覧ください。

昨年より、工事書類については、特に小規模な営繕改修工事を取り上げ、工事書類の簡素化を進めてきました。その一環として、平成26年3月には、営繕工事全般を対象とする「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化の取組み」（以下、「本取組み」）を全地方整備局等で進めることとしましたので、その概要をご紹介します。

本取組みは、国土交通省制定の工事請負契約書（以下、「契約書」）と契約書第1条の設計図書に従い、発注者が求める工事関係図書等（契約図書、契約関係書類、工事関係図書及び工事完成図書）を明確化することにより、工事請負契約締結から工事目的物の引渡しまでの発注者の監督・検査及び受注者の業務の効率化を図ることを目的としています。

なお、工事書類に関する簡素化や効率化などは、既にいくつかの地方整備局等において実施されています。今回は、それらの実施状況を参考にし、整理・再編を行った上で、全国展開を図ったものです。

2 工事関係図書等に関する効率化 概要

本取組みは、以下のような二部構成の形式としています。

- (1) 営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針（以下、「実施方針」）
- (2) 営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）（以下、「実施要領（案）」）

「実施方針」では、工事契約後から工事目的物の引渡しまでに発注者が求める工事関係図書等の基本的な考え方を示し、それらを体系的に整理しています。「実施方針」には、工事関係図書等の効率化にあたり、統一的に地方整備局等が取り組むために必要な事項を記載しています。次に、「実施要領（案）」では、「実施方針」で示された基本的な考え方を基に、工事関係図書等の効率化についてより具体的に示しています。地方整備局等においては、この「実施要領（案）」を参考に、その地方特有の実情を考慮しつつ、工事関係図書等の効率化や簡素化などの具体的な取組みをまとめることとしています。ただし、当然ながら、本取組みを実施する際においても、工事目的物の品質確保が前提となります。

3 「実施方針」

(1) 工事関係図書の考え方

まず、「実施方針」では、発注者が求める工事関係図書について、どのような書類が該当するか基本

的な考え方を示しています。以下に該当する書類は、工事関係図書として発注者が受注者に提出を求めるものとしています。

①監督行為として監督職員の所持が必要な書類

設計変更協議等の監督職員の判断に必要な書類を指します。なお、監督行為とは、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領（昭和42年3月30日付け 建設省厚第21号）」第2章に規定する監督をいいます。また、監督職員の所持が不要な書類を確認する場合は、受注者に対して提示を請求するものとしています。

②発注者が行った監督の経緯を明らかにするために必要な書類

監督職員が、設計図書との整合を確認したことを説明するために必要な書類を指します。

(2) 工事完成図書の考え方

次に、以下に該当する書類は、工事完成図書として発注者が受注者に提出を求めるものとしています。

①維持管理に必要な書類

営繕を行う際に既設建築物等の確認に必要な書類並びに建築物等を利用していく上で、適正に使用及び保全していくために必要な事項をまとめた書類を指します。

②その他工事の記録等に必要な書類

当該プロジェクトの工事記録や広報のために必要な書類を指します。ただし、発注者が必要と判断した案件に限り必要最低限の範囲で求めるものとし、提出形式、部数等は設計図書に明示するものとしています。

(3) 工事関係図書等の明確化

最後に、上記の工事関係図書及び工事完成図書の考え方を踏まえ、発注者が求める工事関係図書等を以下のように定義しています。そして、これらを体系図として整理すると、図1のようになります。

①「工事関係図書等」とは、契約図書、契約関係書類、工事関係図書及び工事完成図書をいう。

②「契約関係書類」とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者

へ、または受注者へ提出される書類をいう。

③「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。

④「工事完成図書」とは、工事完成時の提出図書等をいう。

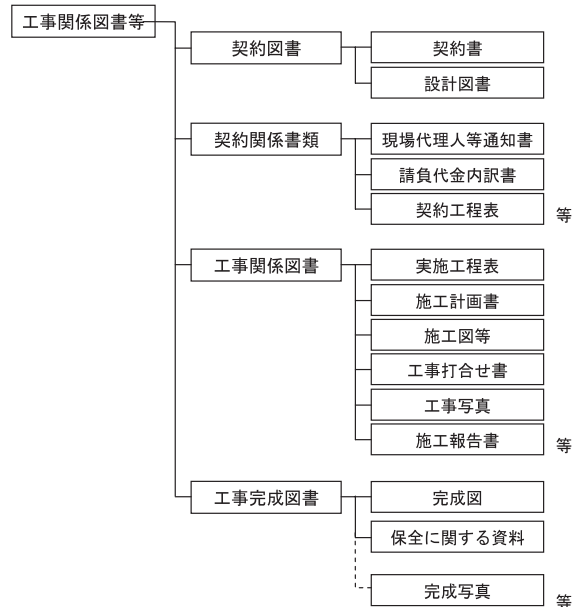


図1 営繕工事における工事関係図書等の体系図

4 「実施要領（案）」

「実施要領（案）」では、工事関係図書等の効率化に関する一つの具体的な取組みとして、「実施方針」で示された考え方を個別の書類に適用し、発注者が求める工事関係図書等の一覧表を例示しています。ここでは、その「工事関係図書等一覧表」の参考例（抜粋）を表1に示すこととします。

5 おわりに

公共建築工事の円滑な施工確保は、国の施策（例えば、「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定））を着実に実行する上で重要な課題であると認識しています。国土交通省においても、更なる対策の充実や改善を進めていく所存です。

表1 工事関係図書等一覧表（参考例（抜粋））

作成時期	工事関係図書等					書類作成者		受注者書類作成の位置付け					備考		
	種別	※1 様式 番号	※2 標準書式	※3 書類名称	書類作成の根拠	発注者	受注者	提出							
								監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	その他 監督職員 へ連絡			
契約時	契約図書	契約書	—	—	工事請負契約書	—	○	○							
		設計図書	—	—	—	現場説明書	—	○							
			—	—	—	質問回答書	—	○							
			—	—	—	特記仕様書	—	○							
			—	—	—	図面	—	○							
			—	—	—	標準仕様書	—	○							
—	(1)~(4)	—	説明書(建設リサイクル法第12条) * (別表1~別表3)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条		○		○				発後7日以内 建設リサイクル法対象建設工事の場合に提出する。			
—	—	—	契約書第4条(契約の保証)に基づく関係書類	契約書第4条 現場説明書		○		○							
契約直後	契約関係書類	現場代理人等通知書	B4~(2)	標準書1(1)~(2)	現場代理人等通知書(別添経歴書)	契約書第10条 現場説明書		○	○					契約後14日以内	
		請負代金内訳書	B1	—	請負代金内訳書	契約書第3条		○		○				契約後14日以内	
		契約工程表	B2	—	契約工程表	契約書第3条		○		○				契約後14日以内	
		請求書	B5	—	請求書(前払金)	契約書第34条		○		○					
			—	—	前金保証証書	契約書第34条 本証書提出		○		○					
			B7	—	* 請求書(国債前金払)	契約書第40条		○	○						該当する場合に提出する。
		その他	B11	—	標準書4	建設業退職金共済制度の掛金収納書	現場説明書		○	○					契約後1ヶ月以内及び追加購入時に提出する。提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。
			B12	—	標準書5	火災保険等加入状況報告書	契約書第50条		○	○					加入後直ちに。
			B14	—	標準書7	工事実績情報登録報告書(工事カルテ受領書写添付)	標準仕様書		○	○					受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ提出する。
		工事関係図書	施工体制	B15	(1)	* ISO9001認証取得活用監督業務等申請書	現場説明書		○	○					ISO9001認証取得を活用する場合に提出する。 契約後14日以内
工事開始時	契約関係書類	D24~(7)	(5)~(7)	* 契約後VE提案書(様式-1~3)	契約書第19条の2 現場説明書		○		○				契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。		
		—	—	* 施工管理技術者通知書	標準仕様書		○	○					設計図書に定められた場合、提出する。		
	施工体制	B8	—	標準書2	* 電気保安技術者通知書	標準仕様書		○	○					設計図書に定められた場合、提出する。	
		—	—	—	工用電力設備の保安責任者報告	標準仕様書		○	○						
		B9	—	標準書3	技能士通知書	標準仕様書		○	○					該当工種がある場合、提出する。	
		B10	—	—	技能資格者通知書	標準仕様書		○	○					該当工種がある場合、提出する。	
		B13	—	標準書6	緊急連絡体制	建築工事安全施工技術指針		○	○						
		—	—	—	* 工事安全計画書	現場説明書		○	○						
		C2	(1)~(5)	標準書10(1)~(5)	* 施工体制報告書(別添施工体制台帳)	建設業法第24条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条 標準仕様書		○	○					建設業法第24条の7第1項に基づき作成し、写しを提出する。 なお、上記以外の場合でも、建設工事の適正な施工を確保する観点から、作成等を行うことが望ましいとしている。[施工体制台帳の作成等について(H24.5.1付国土建第57号)]	
		C1	—	標準書12	下請負人通知書	契約書第7条 現場説明書		○	○					下請決定後随時	
		—	—	—	作業員名簿	現場説明書		○	○					工事施工に先立ち提出する。	
		施工計画	—	—	—	総合施工計画書	標準仕様書		○	○					
	—		—	—	施工計画書	標準仕様書		○	○						
	—		—	—	* 総合評価計画書	契約書 現場説明書		○	○					総合評価で採択された技術提案がある場合に提出する。	
	—		—	—	施工図・機器承諾図	標準仕様書		○	○						
	その他	C4	(2)	—	* 再生資源利用計画書 —建設資材搬入工事用—	現場説明書		○	○					該当する建設資材がある場合、工事着手時、建設副産物情報交換システムにより作成し、提出する。	
		C4	(3)	—	* 再生資源利用促進計画書 —建設副産物搬出工事用—	現場説明書		○	○					該当する建設副産物がある場合、工事着手時、建設副産物情報交換システムにより作成し、提出する。	

建設生産・管理システムのあり方 に関する検討について

国土交通省大臣官房技術調査課 事業評価・保全企画官 久保 宜之

1 はじめに

建設生産・管理システム、すなわち社会資本の整備・維持管理のための公共調達の見直しに関する議論が活発化している。これらの背景には、ここ10～15年の間にほぼ半減となった建設投資の影響もあり、建設工事に関わる各業種の高齢化及び若年入職者の減少が進行し、中長期を見据えた担い手の確保が喫緊の課題となっていることが関係している。官民合わせた建設投資が底を打った平成22年度に比べ、その後、投資額は官民ともに増加しているものの、先行きの不透明さから新たな人材の確保・育成へも舵をきれないジレンマを業界に抱えさせることとなった。

このような実態を踏まえ、これまでも位置づけられていた公共工事の品質確保に加えて、その担い手の中長期的な育成及び確保を促進するため、議員立法で提出されていた公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案（以下、「品確法」）が去る5月29日に成立し、6月4日に公布・施行されたところである。

一方、国土交通省では、これらに関連する諸課題について発注者側の立場から「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」を立ち上げ、多様な入札契約方式やより適正な価格等の設定などについて検討を進めている。本稿では、同懇談会の議論の経過・方向性について、検討の背景や品確法の改正

との関連に触れつつ説明することとする。

2 疲弊する建設業

入札不調等の発生の報道などで資材の不足や高騰が原因などと表現されることもあるが、足下の状況としては、全国的な建設資材の需給は均衡している。被災地については生コンクリートや骨材等で逼迫が見られた時期もあるが、今は落ち着いている。価格についても、確かに上昇しているが、平成19年度から平成20年度にかけての鋼材や燃料油の価格の乱高下に比べれば緩やかな上昇である。

一方、人材の問題は資材ほど楽観視できない。確かに足下の状況としては、入札不調等が発生しても、（価格そのものの問題ではない案件においては）再発注時の工夫によりほぼ契約に至っている。また、人気のある工事においては多数の応札者が居る。こういった状況から推察されるのは、入札契約の過程でのマッチングの問題はあれど、総数としての人材はこれまでの施工確保対策も奏功し何とか確保されているとの見立てである。ただし、建設投資のピークからここ10～15年間で急速に投資額が減少し、半減するといった状況を要因として、建設業に従事する技術者・技能者については採用が絞られ、極力現有勢力で対応することを続けてきたため、他の業界に比べ、高齢化が10年先を行く事態となっている。具体的には55歳以上の人口と29歳以下の割合をご覧いただけ

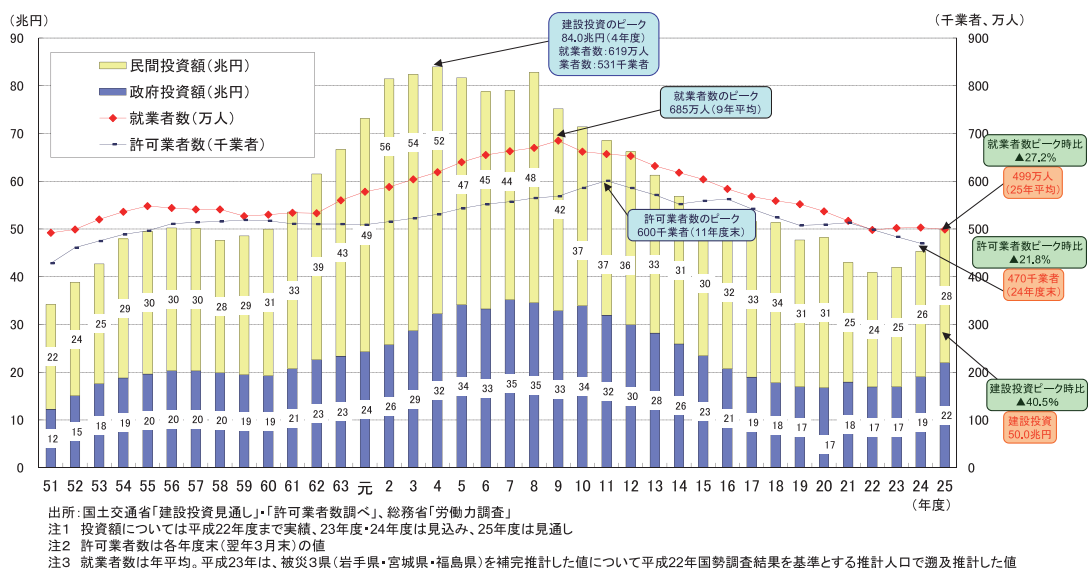


図1 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

ば分かる。建設工事を支える技術者・技能者は、にわかに役割を担えるような業種は少なく、一人前になるまでに年数を要する業種がほとんどである。このため、単に人材の確保という観点のみならず、技術の継承という観点でこの問題をとらえる必要がある。

何ら手を打たずにこのような状況が10年、20年と続けば、社会資本整備あるいは維持管理に支障を来すことは容易に想像できる。こういった背景から公共工事の品質確保に加えて中長期を見据えた担い手の確保、育成の重要性が再認識されてきた(図1・2)。

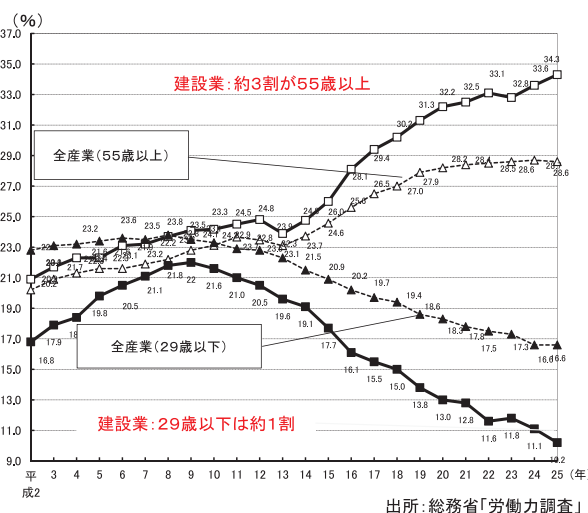


図2 建設業就業者の現状

3 発注者責任(責務)を果たすために

これらの課題に対して、中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会(以下、「中建審等」)においてとりまとめられた「当面講ずべき施策のとりまとめ」(平成26年1月)では、「インフラの品質確保とその担い手の確保に係る施策」の展開として密接に関連する品確法、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下、「入契法」)の3法が一体的に改正される必要があるとされた。そのとりまとめの中においても、発注者の責務の明確化が必要として、価格や工期の設定の重要性などに触れられた。特に改正品確法においては、平成17年の制定

当時から理念とされた公共工事の品質確保に加えて、その担い手の中長期的な育成及び確保の促進が基本理念にうたわれた。また、発注者の責務をうたった条項が大幅に加筆され、「適正な予定価格の設定」「低入札価格調査基準、最低制限価格の設定」「適切な工期の設定」「設計図書への施工条件の明示と適切な設計変更」など具体的な項目が明示された。今後は、同法に基づく基本方針を改正内容に合わせて改めて策定(更新)する必要がある。また、今回新たに位置づけられた発注関係事務の運用に関する指針(以下、「運用指針」)についても策定する必要がある。特に運用指針は、公共工事の性格、地域の実情に応じた発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用のための指

針とされているところであり、関係者の意見を聞いた上で策定することとされている。

国土交通省では、「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会（委員長：小澤東京大学教授。以下、「発注者懇談会」）」を設置し、発注者の視点から今後の建設生産・管理システムのあり方及び諸課題への対応方針についての検討・提言を行うことにより、社会資本の整備及び維持管理・更新を適切に実施し、将来にわたって安全なインフラサービスを継続的に提供するシステムを構築することを目的として議論を進めてきた。

発注者懇談会では、検討課題を大きく「事業特性等に応じた入札契約方式」「中長期的な工事品質の確保」「インフラメンテナンス体制の確保」「受発注者の業務効率化・高度化」の4テーマに分け、入札契約から積算、監督・検査に至るまでの諸課題について議論している。以降では、多様な入札契約方式に係る検討、より適正な価格等の設定に係る検討の状況について説明する。

4 多様な入札契約方式について

公共工事における入札契約方式は多様にあり、時代のニーズや事業の特性等に応じて入札方式（業者選定の方式）及び契約方式（どういった契約内容を業者に求めるか）を適切に選定していくことが必要である。一方で、各入札契約方式について、採用する現場に混乱が生じないように、契約範囲やリスク分担の特質について把握した上

で、発注者の体制や技術力等に応じた適用条件を整理していく必要がある。このため、事業の特性や地域の実情等に応じた入札契約方式を各発注者が選定しやすくなるようにガイドラインを策定する方向で検討を進めている。

ガイドラインは、「発注者の責務」「入札契約方式選定の基本的な考え方」「各入札契約方式の概要・選定の考え方」「運用環境の整備」等から構成することを想定している（図3）。

5 より適正な価格等の設定について

会計法、予算決算及び会計令にて予定価格の性格が定義されている。予算決算及び会計令第80条において『取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない』とされている。この予定価格を上限とし、価格競争を行うことが定められている。

一方で、土木工事を始めとする公共工事の積算基準において、現在、予定価格として運用している工事請負代金額の積算は、多くの要素が施工実態や実勢価格から導かれた標準的な数値を用いており、その結果として積算された予定価格は実勢における標準的な価格といった性質を持っている（図4）。

また、低入札価格調査基準の運用等により『当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる』場合などにおいては契約しないこととしているものの、実質的には標準的な価格とこの低入札価格調査

基準との幅で価格競争されており、国土交通省直轄工事における平均落札率が約90%となっている現実がある。

改正品確法にもある通り、適正な利潤が確保されるよう価格等の設定を行うために、積算基準の改定も見据えた検討を行

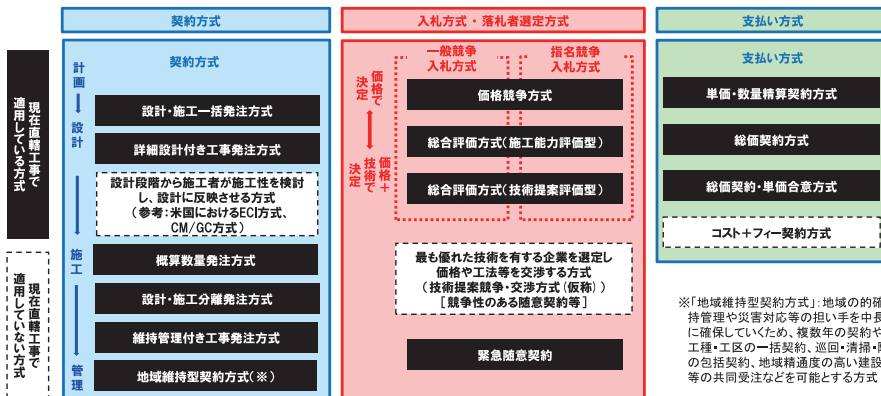


図3 多様な入札契約方式の例

- 積算に使用する単価等については、**取引の実例価格等を調査した結果に基づき、標準的な単価等を設定**。実勢の平均値や最頻値であり、**この価格以下で確保している業者ばかりではない**。

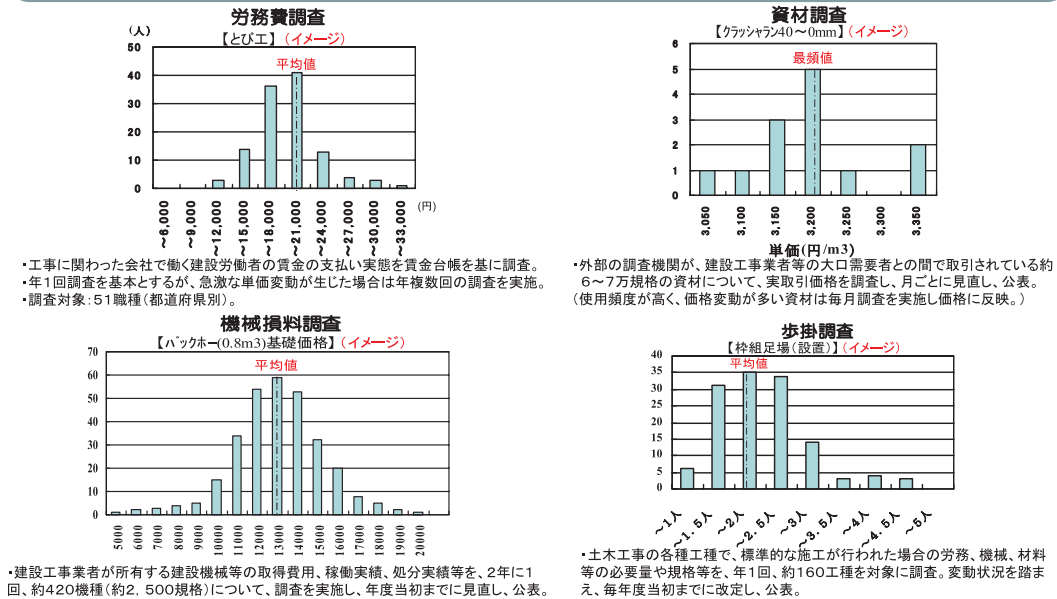


図4 積算における単価等の設定方法

歩掛(施工効率)や機械・労務・材料の価格、間接工事費率等を適切に把握し、実態と乖離しないよう引き続き努める部分

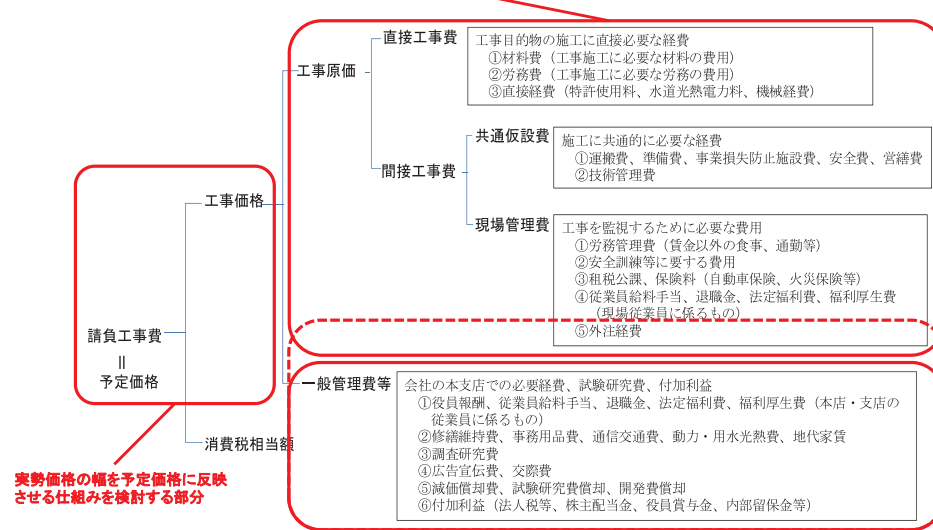


図5 より適正な価格の設定に向けた積算体系の見直しの方向

うこととしている。具体的には、「実際には幅のある実勢価格を予定価格に反映する仕組み」や「人材育成・確保や機械保有の必要性を踏まえた適正な利潤の確保を図るための一般管理費等の設定」に関する検討を進めていく予定である(図5)。

国、地方公共団体等の発注者が責任を果たしていくためには、品確法の運用指針を丁寧な議論の上で策定し、各取組みを実効性の高いものにしていく必要がある。特に積算基準やコストに関わる立場として、適正な利潤の確保に向けた適正な価格等の設定を始め、改正品確法の理念や発注者懇談会での議論も踏まえて検討を進め、現場への浸透に努めて参りたい。

6 おわりに

今後も社会資本整備及び維持管理の主体として

東京都の入札契約制度改革の取組み 「入札に参加しやすい環境の整備」に向けて

東京都財務局経理部 契約調整技術担当課長 飯塚 佳史

1 はじめに (東京都の入札契約制度の概要)

東京都では、平成21年10月に策定した「公共工事に関する入札契約制度改革の実施方針」を基に、現在の公共工事を取り巻く状況の変化に対応するよう、より多くの事業者が入札に参加しやすい環境の整備に取り組んでいるところである。

この場をお借りして、東京都の入札契約の状況と「入札に参加しやすい環境の整備」に向けた取組みについてご紹介したい。

(1) 公共工事の発注状況

東京都では中小企業の振興に努めており、官公需についても、コスト削減の観点を踏まえつつ、中小企業の受注機会の確保を基本として、適切な発注ロットの設定に努めているところである。

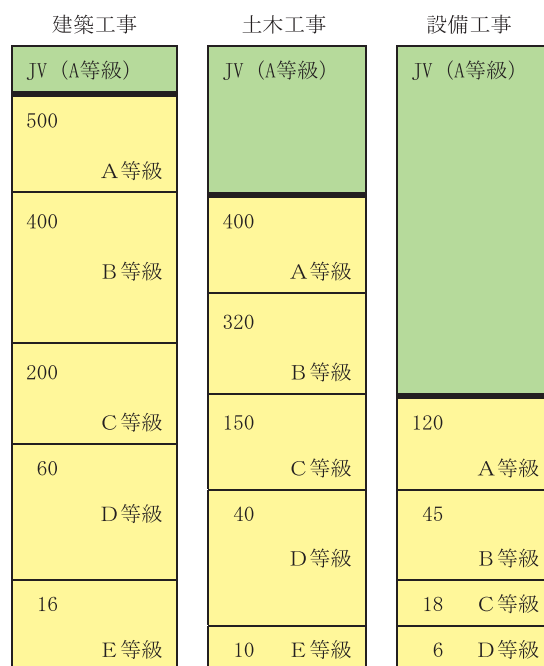
表1 平成24年度発注工事における受注状況

	全 企 業	
		うち中小企業者
件数	18,877件	約87%
金額	6,742億円	約55%
資格者数	8,274者	約95%

(2) 発注等級及びJV基準の考え方

東京都が行う建設共同企業体（JV）への工事発注においては、大企業者と中小企業者間で共同企業体を結成させて工事を受注させることにより、中小企業者の受注機会の確保を図った、いわゆる工事分配型の共同企業体を原則としている。

東京都における代表的な業種の工事におけるJV工事の対象金額と各等級に対する発注標準金額は図1の通りである。



(注) 枠内数値は予定価格（百万円）

図1 JV基準及び各等級に対する発注標準金額（平成26年4月1日 時点）

(3) 最低制限価格制度と低入札価格調査制度

東京都においては、予定価格が建築5億円以上、土木4億円以上、設備1億2,000万円以上の競争入札案件の工事において低入札価格調査制度を適用しており、その他の競争入札案件においては、最低制限価格制度を適用している。

低入札価格調査制度においては、平成21年10月から特別重点調査を導入し、一層の工事品質の確保を図るとともに、低入札価格調査を経て契約する場合、配置予定技術者等と同等の資格要件を満たす技術者1名の増員配置を求めている。調査基準価格及び最低制限価格については、中央公契連モデルの見直し等を踏まえ、市場実態に即した水準に改善を行っている。

(4) 総合評価方式における取組み

東京都においては、工事の規模（予定価格）と課題に応じて、4種類の総合評価方式を実施している。適用件数を年々増加させて平成25年度には862件で適用しており、今後も適用拡大を図っていく。

なお、平成25年度には、行き過ぎた価格競争を防止し、各企業の技術力をより適切に評価して技術点による価格点の逆転が可能となるよう、各総合評価方式における価格点算定式の見直しを行った。

東京都における総合評価方式の適用状況は表2の通りである。

表2 東京都における総合評価方式の種類と適用状況（発注件数）

分類	対象とする工事	25年度	24年度	23年度
技術提案型	入札者の提示する性能等（技術提案）によって、コスト、性能・機能又は環境対策等の達成度に差異が生ずる工事	862件	719件	620件
技術力評価型	技術的課題のある中規模以上の工事で、工事品質の確保のため、技術的所見（施工計画）を求めることが必要な工事			
技術実績評価型	技術的課題の少ない比較的大規模の工事で、工事品質の確保のため、企業及び技術者の実績による評価を行う必要がある工事			
施工能力審査型	中小規模工事において、工事の品質確保と不良不適格企業の参入防止を図るため、企業の施工能力についての審査を必要とする工事			

2 東京都の入札契約の状況

東京都の入札契約制度は、透明性、競争性、品質の確保という3つの社会的要請に応じていくことを基本としており、これまで、過度な低価格競争に対応するため、低入札価格調査制度の強化や総合評価方式の適用拡大などの制度改革に取り組んできた。

しかし、現在、東京都の入札においても不調が増加するなど、公共工事を取り巻く状況は、これまでとは大きく変化している。

(1) 低価格入札の減少と落札率の上昇

東京都における低入札価格調査件数は減少しており、平成25年度下半期以降は減少が著しく、特に建築工事では、平成25年度以降調査は発生していない。また、低入札価格調査の減少とあわせて平均落札率が上昇しており、平成25年度は、12月末までで競争入札案件全体で約91%、特に上昇が著しい建築工事で約93%となった。

表3 低入札価格調査の実施状況

(単位：件)

	対象件数	うち	
		低入札調査	うち 建築工事
25年度	136	27	0
24年度	224	68	12
23年度	209	94	24

(注) 財務局契約 平成25年度は12月までの集計。

表4 平均落札率の推移

	全体	建築	土木
25年度	約91%	約93%	約92%
24年度	約89%	約91%	約91%
23年度	約88%	約90%	約90%

(注) 平成25年度は12月までの集計。

(2) 不調発生率の推移

東京都においては、平成25年度から不調の発生率が増加し、特に年度後半に発生が顕著になった。工事全体の不調発生率を見ると、平成24年度は、約7.2%、25年12月までの集計では、約12%。建築工事だけを見ると、平成24年度は、約13.4%、25年12月までの集計では約24.9%と上昇している。東京都における主要な業種の不調発生率は表5の通りである。

表5 不調発生率の推移

	全体	建築	土木
25年度	12.0%	24.9%	13.1%
	9.4%	21.5%	10.2%
24年度	7.2%	13.4%	8.0%
23年度	6.6%	7.0%	5.0%

(注) 平成25年度上段は12月までの集計、下段は9月までの集計。

(3) 入札参加者数の状況

不調の発生率の上昇とともに、工事1件当たりの平均入札参加希望者数が減少している。建築工

事で見ると、平成24年度第2四半期には平均約12社であった入札参加希望者数が、平成25年度同期では約7.6社となった。

また、入札参加の傾向として、JVを対象とした工事は等級で参加できる工事と比較して、入札参加者数が減少する傾向にあり、JVを対象とした工事は、A等級単体の工事と比較すると、入札参加希望者数が3分の1程度にまで減少している。

学識経験者も交えた各業界団体との意見交換においても、低額なJV工事は代表・下位の構成員双方にとって魅力が薄く、技術者を長期間専任させておくことが困難との意見があった。

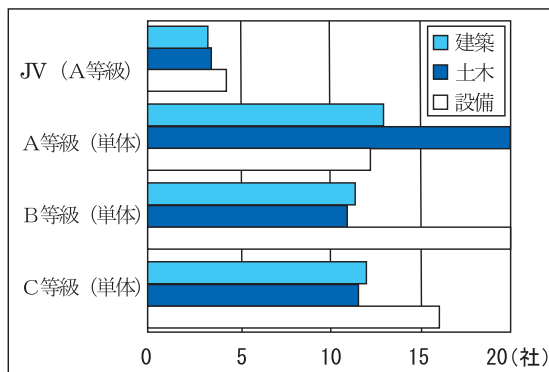


図2 JV工事における入札参加希望者の状況

(4) 総合評価における課題

総合評価方式においては、入札参加に必要な書類の作成や技術提案に係る発注者の負担が大きいとの意見がある。特に、担当する技術者については、各入札参加者の技術点の算定について公正を期すため、入札参加者は申込み時点で決定することとしており、技術者の不足を背景に柔軟な対応を求める意見がある。

(5) スライド条項の適用状況

東京都では、建築工事における型枠工事等を始めとした市場価格の上昇に対応し、全体スライド条項（公共工事標準請負契約約款第25条第1項から第4項）について、請求のための書式等を含めた取扱いを平成25年2月に公表し、12月までに約200件の協議を受けた。また、平成26年2月からは、国と同様にインフレスライド条項の運用を開始している。

3 入札に参加しやすい環境の整備に向けた取組み

現在、公共工事を取り巻く状況は大きく変化しているが、どのような状況においても、都民生活に不可欠な事業は着実に進めていくことが必要である。

今後は、これまでの入札契約制度の基本的な考え方を堅持しつつ、建設市場の状況変化や、その時々々の課題への機動的な対応もより重視して、実効性及び持続性の高い取組みを通して、入札に参加しやすい環境の整備に取り組んでいく。

(1) JV基準等の見直し

2(3)で示した通り、比較的金額の低いJV対象工事では入札参加希望者が少なくなっている。このため、そのような工事については、能力のある中小企業が単独で受注できるようにするなど、基準の見直しを行う。

具体的には、これまでJVに向けて発注してきた工事の基準額を引き上げ、より大規模な工事をJVの対象とするとともに、発注標準金額も見直しを行い、企業が単独で入札に参加できる工事の規模と件数を拡大する。

建築工事		土木工事		設備工事	
現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
JV (A 等級)	JV (A 等級)	JV (A 等級)	JV (A 等級)	JV (A 等級)	JV (A 等級)
	600		500		250
500	A 等級	400	A 等級	120	A 等級
A 等級	440	A 等級	350	A 等級	55
400	B 等級	320	B 等級	45	B 等級
B 等級	220	B 等級	160	B 等級	B 等級
200	C 等級	150	C 等級	18	18
C 等級	C 等級	C 等級	C 等級	C 等級	C 等級
60	D 等級	40	D 等級	6	6
D 等級	D 等級	D 等級	D 等級	D 等級	D 等級
16	E 等級	10	E 等級	6	6
E 等級	E 等級	E 等級	E 等級	E 等級	E 等級

(注) 枠内左上数値は予定価格 (百万円)

図3 JV基準及び発注標準金額の改正案

(2) 予定価格の修正と入札手続きの迅速化

東京都は、工事の予定価格を案件公表時に公表しているが（事前公表）、その設定にあたっては、市場の状況に即した単価を用いて、実際の施工条件を反映した積算を行うことが重要である。

そのため、今後、積算から入札までの期間が比較的長く、価格変動の影響が大きい大規模な工事案件について、公表期間中に単価改定等があった場合等は、入札日直近の最新単価を用いて予定価格そのものを修正し、より実勢価格に近づけた価格で入札を実施する方向で取り組んでいく。

また、より適切に実勢価格の動向を予定価格に反映するため、入札参加者の見積り期間を確保した上で、約20日程度の期間短縮を図っていく。入札手続きの迅速化のイメージは図4の通りである。

(3) 総合評価方式の適用拡大と配置技術者に関する取扱いの見直し

これまで、総合評価方式においては、各入札参加者は、入札参加希望時点で配置技術者を決定することとしてきた。入札参加者数の状況や各業界団体との意見交換を踏まえ、今後は、中小企業が人材をより有効に活用できるよう、配置技術者の資格及び実績が、当初担当予定であった技術者と同等以上で技術点が減少しない場合は、契約直前まで配置技術者を変更できる取扱いとしていく。

(4) スライド条項の適切な運用と今後の検討

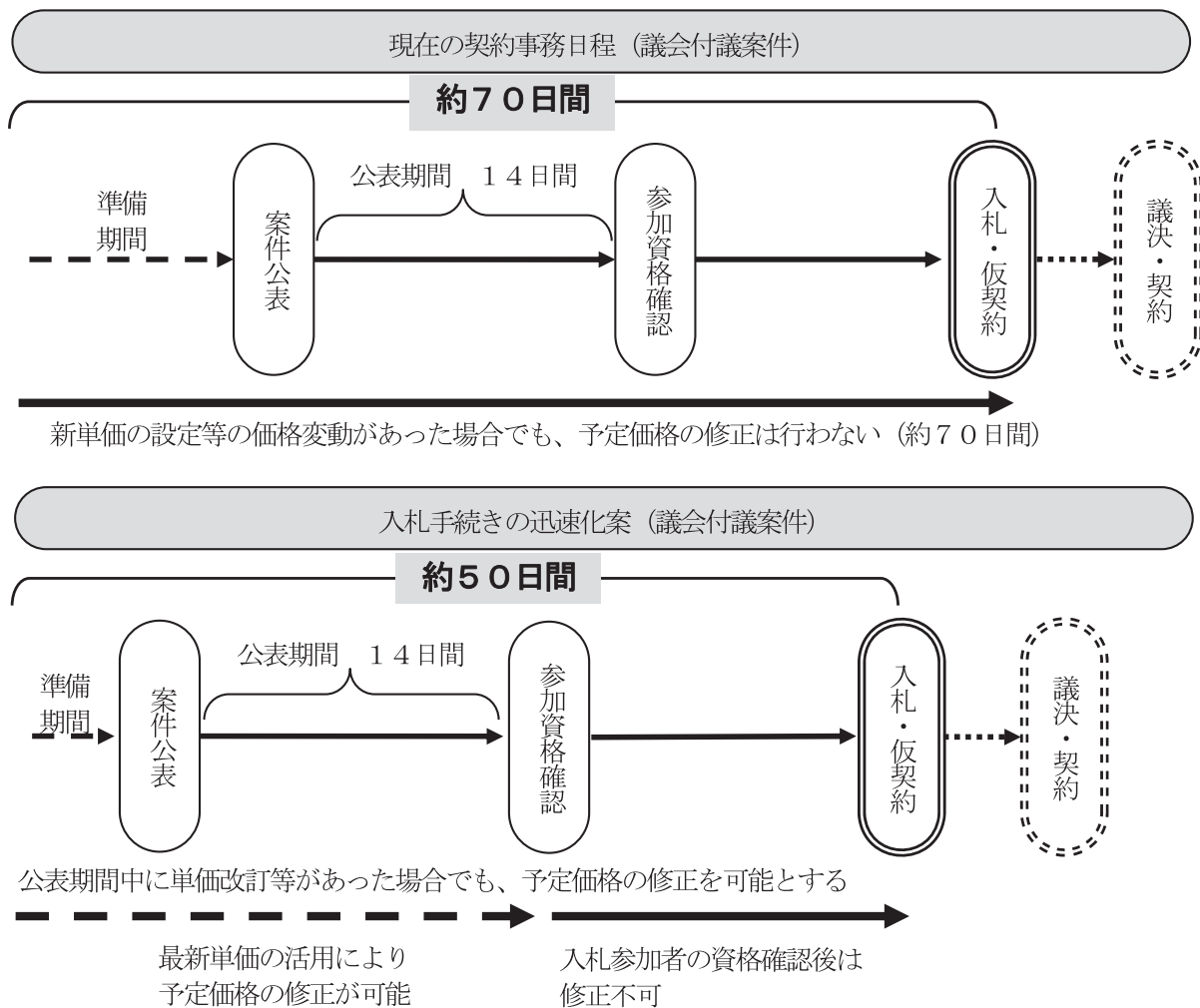
当面は、平成26年2月に運用を開始したインフレスライド条項を適切に運用していく。更に、今後の経済情勢や公共事業を取り巻く状況の変化、東京都の公共工事の約8割を中小企業が担っていることや現在の建設業の経営の状況等を踏まえ、スライド条項に関する国の動向等を注視しつつ、

全体スライドを基本とする受発注者間の負担のあり方について検討していく。

(5) 工事発注に関する情報提供の向上と工事発注時期の平準化

工事の年間発注予定について、事業者が入札に参加しやすくなるよう、公表内容や発注予定の詳細化など情報提供の更なる充実化を図り、計画的な発注に向け取り組むこととしており、平成25年12月以降に公表した一部の工事において、試行を開始した。

また、発注件数を年度を通して平準化するよう、今後は、工期が12カ月未満の工事についても、工事所管局と協力しながら債務負担行為を効果的に活用するなど、具体的な取組みを更に強化していく。



(注) 修正するのは、単価の改定等により変更となった予定価格のみで、公表後の工事内容や入札参加条件を変更するものではない。

図4 入札手続きの迅速化と単価改訂等にもなう予定価格の修正

適切な賃金水準の確保及び 円滑な施工確保の基本方針について

(一社)日本建設業連合会 建築部長 葉石 善一

一般社団法人日本建設業連合会（日建連）は、昨年7月、「労務賃金改善等推進要綱」を策定しました。多年にわたり建設需要が縮小する中で安値競争を余儀なくされ、下請構造の重層化と技能労働者の処遇の低下が進行し、特に賃金水準の著しい低下が新規入職者の減少と技能労働者の高齢化を招き、技能労働者の枯渇から建設業の存立すら危ぶまれる事態に立ち至ったとの認識に基づき、また一方、東日本大震災の復旧、復興事業を契機に一部で労務賃金が急上昇するという新たな局面において、国土交通省が平成25年度の公共工事設計労務単価を大幅に引き上げられたことを踏まえて、これを契機に、業界あげて技能労働者の処遇の改善を実現し定着させるべく、そのための取組みを推進するとしたものです。「労務賃金改善等推進要綱」では、労務賃金の改善を下請企業に要請する措置を実施するとともに、改めて重層下請構造の改善を含め、技能労働者の確保、育成に向けた総合的な取組みの推進を決意し、あわせて関係方面への要請を取りまとめました。

昨年は、政府がデフレからの脱却を最優先課題として大胆な経済政策を実施したことから、一気に景気回復に向けた展望が開けた年ともなりました。建設市場は、長年続いた縮小局面から一転して、当分相当の建設投資が期待できる局面となり、東日本大震災被災地における復興工事の加速、経済政策としての財政出動を背景とした公共事業の増加傾向に加えて、全国の防災インフラの整備、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた建設需要の本格化が見込まれております

が、一方で、技能労働者の人材逼迫と資機材の不足感が更に顕著となり、建設工事の円滑な施工が懸念される状況ともなっています。

こうした中、本年2月、国土交通省が公共工事設計労務単価を更に引き上げられるとともに、予定価格の設定における最新単価適用の徹底、見積りを活用した単価設定、スライド条項の適切な設定・活用等の公共建築工事の施工確保の対策を含めて、当面の公共事業の円滑な施工を確保するための思い切った対策を打ち出されました。

日建連は、「労務賃金改善等推進要綱」に基づく取組みを引き続き強力に推進するとともに、国が今般打ち出された対策を活かし、技能労働者の適切な賃金水準の確保と建設工事の円滑な施工確保に万全を期することとし、本年3月、理事会において「適切な賃金水準の確保及び円滑な施工確保の基本方針」を決定しました。その内容を以下に引用します。

* * *

東日本大震災被災地での復興工事の加速に加え、全国で防災・減災対策が展開されていること、デフレ脱却に向けての経済対策の柱の一つとして財政出動が位置づけられたこと等を背景として、全国的に公共工事が増加傾向にある。さらに、インフラ老朽化対策や東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う建設需要が本格化するものと見込まれる中で、労務賃金の上昇と資機材の逼迫が顕著となり、建設工事の円滑な施工が懸念されるに至っている。

こうした中、政府は、本年4月からの消費税率引

上げによる影響を緩和し、デフレ脱却と経済再生に向けた道筋を確かなものとするため、「好循環実現のための経済対策」を決定し、その財源的な裏付けである平成25年度補正予算を本年2月に成立させた。これにより、2年連続となる15カ月予算における公共工事の迅速かつ着実な執行が、我が国の経済運営上、極めて重要な課題となっている。

公共工事の執行に関しては、本年度当初に15.1%引き上げた公共工事設計労務単価を、本年2月から、さらに7.1%引き上げるとともに、最新単価の適用の徹底による公共建築工事の不調防止対策等、国土交通省が当面の公共事業の円滑な施工を確保するための思い切った対策を打ち出している。

日建連は、昨年7月に決定した「労務賃金改善等推進要綱」に基づく取組みを引き続き強力に推進するとともに、国土交通省が今般打ち出した対策を活かし、技能労働者の適切な賃金水準の確保と建設工事の円滑な施工確保に万全を期することとし、会員企業が一丸となって下記の取組みを推進する。

記

1. 要綱に基づく措置の徹底、強化

(1) 適切な労務賃金支払いの要請

平成26年2月から適用される公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）は、労働市場の実勢価格及び必要な法定福利費相当額を反映し、全国全職種平均で7.1%引き上げられ、あわせて、インフレスライド条項適用等の措置が講じられたことを踏まえ、会員企業は、「労務賃金改善等推進要綱」（以下、「要綱」という。）に基づく下請に対する適切な労務賃金の支払いの要請等を、以下によりの確に実施する。

① 新労務単価により予定価格が積算されている公共工事については、一次下請への見積もり依頼時に新労務単価を交付し、その引上げの趣旨にかなう適切な契約を締結するとともに、同趣旨にかなう適切な労務賃金が支払われるよう、一次下請に要請すること。一次下請等を介した、二次以下の下請企業に対する適切な労務賃金支払いの要請も同様とする。

② 新労務単価の決定を受け、次の措置が講じられているので、対象となる工事については請負代金額の変更について発注者との協議を行うこと。

イ) 一定の既契約工事についていわゆるインフレスライド条項（公共工事標準請負契約約款第25条第6項）の適用

ロ) 平成26年2月1日以降に契約する工事のうち、旧労務単価により予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく請負代金額への変更、及び、同年同日以前に契約を締結した工事のうち、同日において工期の始期が到来していないものについて、上記イ)の準用。

③ 上記②により請負代金額が変更された場合において、労務賃金を改善することが適当と認められるときは、当該下請契約金額の見直しを行うとともに、請負代金額変更の趣旨にかなう適切な労務賃金が支払われるよう一次下請に要請する等、上記①に準じた適切な対応を図ること。

④ 「適切な労務賃金の支払い」とは「発注者が予定価格積算に使用した設計労務単価の引上げの趣旨にかなう適切な賃金の支払い」であり、下請企業への適切な労務賃金支払いの要請においては、入札時における落札率を勘案すべきではないことに留意すること。

⑤ 昨年10月及び本年1月に引き続き、平成26年度においても要綱に基づく労務賃金の状況調査を実施するので、所要の対応を行うこと。

(2) 社会保険加入促進

会員企業は、公共工事、民間工事を問わず「日建連社会保険加入促進計画」（平成24年4月）、「日建連会員企業が実施する社会保険の加入に関する下請指導の指針」（平成24年10月）（以下、「下請指導の指針」という。）及び「法定福利費を内訳明示した見積書の活用マニュアル」（平成25年7月）に則り、標準見積書の活用をはじめとした社会保険等への加入を促進するための対応を積極的に行う。

この場合、国土交通省発注工事の元請企業及び一次下請企業については、平成26年度中にも社会保険加入業者に限定する方向が打ち出されている

ことを踏まえ、特に「下請指導の指針」に示す、「2. 下請企業選定時の確認・指導等について」、「3. 再下請負通知書を活用した確認・指導等について」に十分留意する。

(3) 適正な受注活動の徹底

低価格受注の多発が労務賃金の著しい低下を招いた一因であることを真摯に受け止め、平成25年4月25日付理事会決議の趣旨を踏まえ、会員企業は、引き続き、適正な受注活動に徹する。

この場合、下請企業との契約に当たっては、取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならない、とする建設業法第19条の3の規程に十分留意する。

(4) 新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの周知

国土交通省では、元請企業等の新労務単価に関する取り組み状況等の実態を把握するとともに、技能労働者の適切な賃金水準確保を円滑化するため、平成25年6月に「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を設置し、元請企業、下請企業、技能労働者等様々な立場からの現場の生の声や情報を求め、取引の際の法令違反、または違反のおそれがある情報については、立入検査や報告徴収の可否を判断するとされている。

会員企業は、再度、社内において本ダイヤルの設置とその趣旨を周知し、引き続き、適正な取引の徹底を図る。

(5) 関係方面への要請

今般の新労務単価の決定及びインフレスライド条項の適用等の措置を踏まえ、日建連は本部、支部それぞれにおいて官民の建設工事の発注者に対し、適切な発注金額と既契約工事の請負代金変更等についてご理解とご協力を要請する。

あわせて、引き続き、技能労働者の確保育成や重層下請構造の改善等に関し、全ての元請企業と下請企業に対して適切な理解と積極的な取り組みを行うよう要請するとともに、建設業を所管する国土交通省及び都道府県においては全ての建設業者に対する積極的なご指導を要請する。

(6) 重層下請構造の改善

要綱において、5年後を目途に可能な分野で原

則二次まで（設備工事は三次まで）の実現を目指す、としている重層下請構造改善に向けた取り組みを、会員企業は引き続き推進する。日建連は、その取り組み状況をフォローし課題の把握等に努める。

2. 公共工事の円滑な施工確保

(1) 円滑な施工確保

会員企業は、引き続き施工方法の見直し、新技術・新工法の開発等に取り組むとともに、今般、国土交通省が打ち出し、地方公共団体等の発注者に対しても同様の措置を要請している、スライド条項の適切な設定・活用、設計変更等の適切な実施、発注ロットの大型化、柔軟な工期の設定等の対策を活用し、公共工事の円滑な施工確保に万全を期する。

(2) 公共工事発注者との密接な連携

日建連は本部・支部それぞれにおいて、今般の施工確保対策の具体的な運用について発注者との協議等を行うとともに、入札・契約、施工に係る制度とその運用、担い手の確保・育成等に係る課題をタイムリーに把握し、意見交換会を開催する等、発注者との密接な連携のもとに課題の解決に取り組む。

3. 建築工事における対応

(1) 公共建築工事の円滑な施工確保等への適切な対応

国土交通省及び総務省は、都道府県及び政令指定都市に対し、公共建築工事について、実勢を踏まえた適正な予定価格の設定等を通じた円滑な施工確保を図ること、及び、歩切を厳に慎むことを要請した。あわせて、国土交通省の営繕工事に関する、「見積活用方式」運用マニュアル（案）、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（営繕工事版）」（以下、「インフレスライド条項運用マニュアル」という。）が作成されている。

公共建築工事について、このような円滑な施工確保への取り組みが実施されることは初めてのことである。会員企業は、公共建築工事の施工に当たって、以上の措置が講じられていることを踏ま

え、次に留意して適切に対応する。

① 見積活用方式への対応

「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」2.(3)において、最新の単価を適用してもなお不調・不落となった場合には、入札参加者からも見積りの提出を求める方法等を活用することとされているので、見積りの提出を求められた場合には、適切に対応すること。

また、国土交通省の見積活用方式の対象工事の入札参加者は、マニュアルに沿った発注者からの要請に適切に対応すること。

② スライド条項への対応

公共建築工事についても、スライド条項適用の必要がある場合は、積極的に対応すること。地方公共団体の中にはスライド条項を適用したことのないところもあるが、既済検査で把握した出来高を活用するなどして適切に対応すること。

国土交通省の工事への対応に当たっては、「インフレスライド条項運用マニュアル」が策定されているので、マニュアルに沿った対応を行うとともに、発注者からの要請に適切に対応すること。

インフレスライド条項が適用されていない公共工事や民間工事においても、インフレスライド条項の適用を働きかけること。また、スライド条項以外の条項によって、請負代金に変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引上げ等適切な対応を行うこと。

(2) 関係方面への要請

公共建築工事について、円滑な施工確保に係る取り組みがこのように幅広く、具体的に提示されるのは初めてであり、これらの措置の実施は、地方公共団体の取り組みいかにかかっている。日建連は、上記(1)に掲げる措置が的確に運用されるよう、発注者に要請するとともに、国土交通省等に対して、地方公共団体に対する適切な助言、指導を要請する。

(3) 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導

公共工事設計労務単価が適用されていない公共

工事や民間工事においても、社会保険未加入対策推進協議会における平成25年9月26日の申し合わせのとおり、会員企業は法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等により法定福利費を確保するための取組みを更に推進する。

(4) ダンピング受注の排除

会員企業は、民間工事など公共工事設計労務単価が適用されていない工事が多い建築工事に携わっている技能労働者の処遇改善を図るため、過去の安値受注の結果労賃が下がったことを十分反省して、ダンピング受注の排除を再度強く決意し、適切な受注活動に徹する。(引用終わり)

* * *

今般、公共工事の円滑な施工を確保するために思い切った対策を打ち出されたこと、特に公共建築工事について、国土交通省及び総務省が、都道府県及び政令指定都市に対し、最新単価による予定価格設定の徹底、見積りを活用した単価設定、スライド条項の適切な設定・活用、適切な数量・施工条件等の設定等の措置を講じることにより実勢を踏まえた適正な予定価格の設定等を通じた円滑な施工確保を図るよう要請されたこと、また「歩切り」を厳に慎むよう要請されたことは、当会といたしまして、大変ありがたく、感謝するとともにその効果に期待しております。

国土交通省は、入札不調により公共事業の円滑な執行に支障が生じないよう対策を実施され、今後とも、最新単価を反映した予定価格の設定などにより円滑な施工確保に努力するとされています。労務・資材の確保が懸念される中、政府・与党・国交省のご尽力により計上された公共工事について、日建連と会員企業は、品質を確保し、適切な消化に努め、円滑な執行に協力する責務があると考えております。

建設業の技能労働者の賃金水準は、全産業平均を2割以上も下回る異常な状況にあり、建設業における技能労働者が誇りと希望を持って国民の資産の形成と保全に貢献できるようになるには、更なる処遇の改善と充実が不可欠であり、今後とも弛まぬ努力を続けることが建設企業の使命であると考えております。

過去の価格変動期における 不調・不落対策の政策的動き

(一財)建築コスト管理システム研究所 総括主席研究員 岩松 準

1 国会会議録にみる「入札不調」の 歴史とその政策的対応

需給逼迫を代表的原因として、公共工事の入札で応札者が現れない、あるいは設定した予定価格を下回る入札がない（そのために入札が流れたという事実を「不調」といい、入札はできたが、結果として落札者が現れないことを「不落」という）ことを指す「入札不調」という言葉は古くから使われてきた、と言えるだろう。このことを前提に、戦後の国会会議録を検索してみた。するとこの言葉が登場するのは、ある程度限られた時期であることが分かった。また、その内容を見ると、土木工事よりは建築工事で頻繁なことも分かった。

検索結果の初出は昭和30（1955）年7月の参議院決算委員会だったが、これは政府委員による契約方式に関する答弁の一部で使われているだけで、あまり重要ではない。これが実態的問題として取り上げられたのは、昭和36（1961）年9月の参議院建設委員会が最初であろう。日本社会党の武内五郎議員が新潟県で見られた入札不調の多さについて質問している。調べてみると建築工事関係が一番多く26件、続いて道路工事24件などだった、と述べている。その翌年2月にも同議員が質問に立ち、木材やくぎ等の建設資材高騰のほか、労務賃金の低さが人手不足に繋がり、入札不調を引き起こしたとしている。これらの指摘は今日のそれとも近く、興味深い。

続いて、昭和48（1973）年3月～翌49（1974）年4月までの衆議院・物価問題等に関する特別委員会、衆議院・地方行政委員会、衆参両院の建設委員会で取り上げられている。この時はオイルショック前後の資材価格の高騰に起因した入札不調問題が審議された。大阪市の増改築計画44校中18校が「入札不調で新学期を迎えようとしている」という記事がある。沖縄国際海洋博（1975年7月から開催）や山陽新幹線（1975年3月全線開業）の工事がこの時期に重なっており、この問題の引き金になったのだろう。オイルショックは昭和48（1973）年11月頃発生したものだが、木材、セメント・生コン、鋼材はそれに先立って価格上昇が見られた。オイルショック後は公共工事標準請負契約約款のインフレ条項の適用条件が政策関連の話題になっている。

その次は、平成元（1989）年6月以降の衆参両院の建設委員会を中心としたものである。このあたりは記憶に新しい方も多いに違いない。具体的な記事としては、平成元（1989）年度上半期の首都圏の公共工事4,000件のうち約20件で入札不調が発生した、とある。公共建築工事を中心としたもので、型枠工の不足が原因としている。また、平成2（1990）年6月の参議院・建設委員会では、全国の公共住宅建築工事26,000件のうち約60件が入札不調であり、その原因はやはり「民間住宅建築需要の著しい増大により、型枠工等の技能労働者が不足している」を挙げている。労働省（当時）「建設労働問題研究会報告書」では3Kと言

われた労働環境や重層構造の事実を挙げ、雇用処遇改善が必要とした。勤労者世帯の平均年収625万円からはじき出した日給25,000円が必要では、という質問も出ている。

このような問題が指摘される中、官民メンバーによる「建築懇談会」ができた。そして、歩掛りと材料費・労務費の積み上げでの予定価格積算から、型枠工事などの“施工単価”そのものの調査をしている刊行物を利用する申し合わせをした話が載っている。この建築懇談会の後に、その流れを受けてコスト研が設立されたことにも留意したい。その後は、“市場単価方式”を土木も建築も採用することなど、積算関係ルールが見直された。その他の政策的対応としては、平成2年の共通費実態調査による経費の引き上げ、建設技能労働者の賃金台帳を正しくつけるキャンペーン、これを含めた建設省（当時）の建設業構造改善プログラムなどが挙げられよう。

そして、今回の平成24（2012）年2月以降、現在に至るまでのものである。3.11の大震災後の復旧・復興工事から話しが始まり、オリンピック需要の話が出たこの時期は、キーワード「入札不調」を含む会議録はおびただしい量となる。その政策的対応策は、本特集で他の論者が十分に触れているはずなので、ここでは述べないこととする。

2 過去の「建築ブーム」……そして今は？

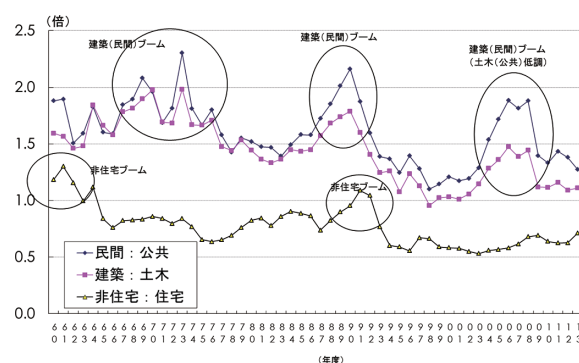
不調・不落が政治問題となるのは、一定の間隔を持って現れていることに留意すべきであろう。1章の記述年代を振り返ると、クズネッツ・サイクルと呼ばれる建築投資の循環周期（15～25年）とほぼ重なる間隔と見られなくもない。これは、ウクライナ生まれの米国の統計・経済学者で、1971年ノーベル経済学賞を受賞したSimon Smith Kuznets（1901-1985）の名に由来するもので、景気循環説のひとつである。¹

1 その他に、在庫投資循環のキチン・サイクル（40ヵ月前後）、設備投資循環であるジュグラー・サイクル（7～10年）、技術革新などが原因のコンドラチェフ・サイクル（50～55年）がある。

日本の建設業の生産能力には一定の限界があると見るのは自然で、それを越える仕事量が発生するとモノや人の手配が難しくなり、どうしても価格が高騰し始める。すると、官側の用意する予定価格が合わなくなり、不調・不調が出るようになる。そこで、その価格を“実態”に合わせるべく、積算ルールの見直し対策等を行う……この繰り返しが行われている。

言うまでもないが、日本の建設業は建築と土木の技術分野があり、相容れない面と相互補完的な面とがある。そして、建築の投資は民間と重なる部分が多く、土木の投資は公共と重なる部分が多い。景気の善し悪しは、経済の主要な部分を占める民間の活動が活発か否かによるので、それを活発な状態に維持するために公共が関与する。建設業はGDPの1～2割を占める重要な産業ポジションにあり、また景気の前導役とも見られるので、民間建設投資の元気がなければ、公共建設投資を増やし、逆に景気が加熱しすぎないように公共側が舵を取る。このような経済運営が実際に行われてきた。このことは建設投資の中身を観察することで確認できる。

建設投資を民間と公共、建築と土木、そして、ついでに建築は非住宅と住宅で分けて考えてみる。建設投資の総額の大小よりも、それぞれの比率の多寡に焦点を合わせる。すると、それぞれの投資内容の特徴が浮かび上がる。図1は、公共、土木、住宅のそれぞれを分母に、民間、建築、非住宅をそれぞれの分子にして計算した比率の1960



（注）国土交通省「建設投資見通し」（2013年6月発表）より作成。数値は名目値。2011、12年度は見込み、2013年度は見通し。

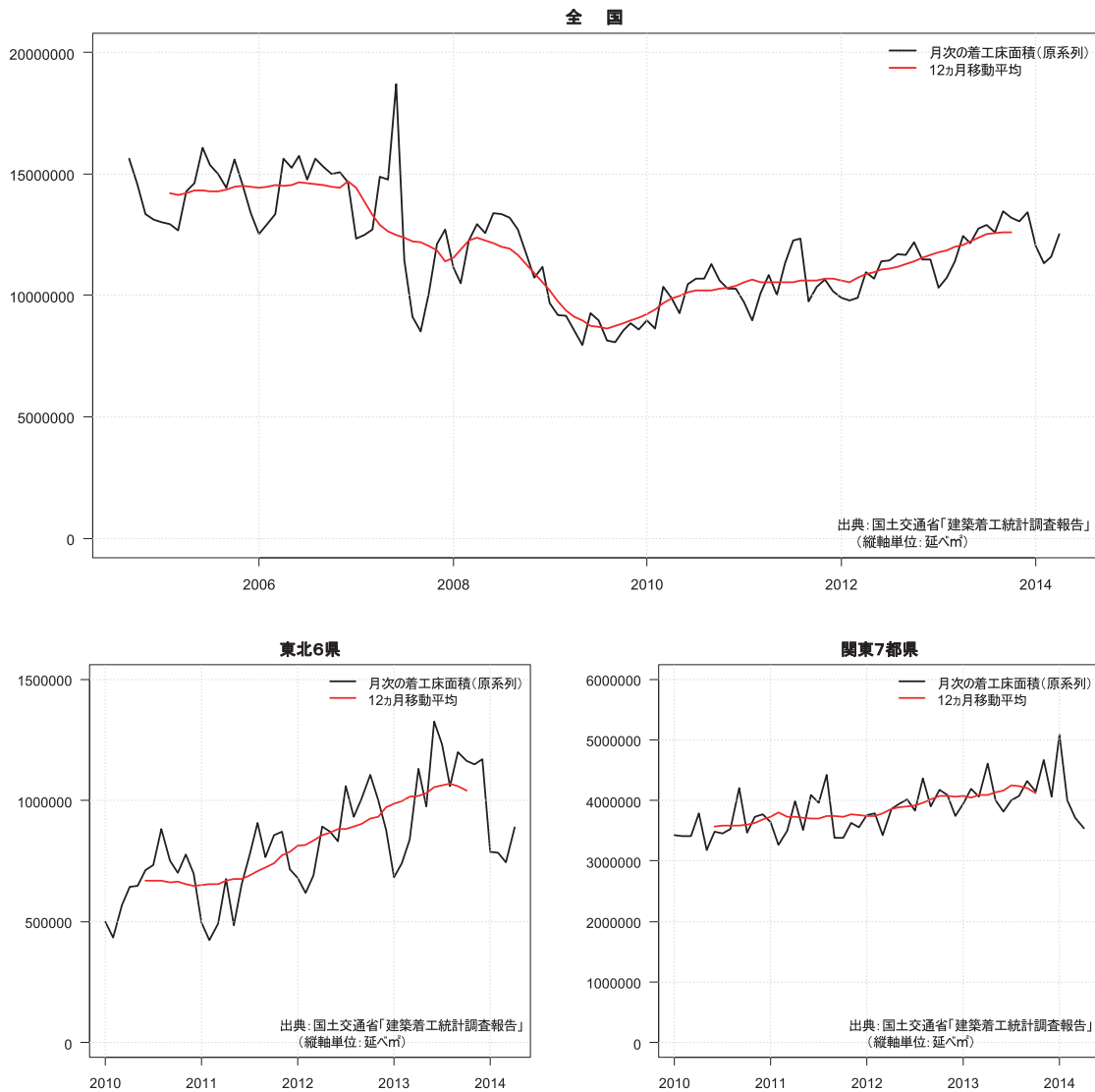
図1 建設投資構造の変化と「建築ブーム」

年度からの推移である。建築≒民間、土木≒公共だと言ってよいから、前2者は似た軌跡となっている。図1に書き加えたように、この倍率が高くなる部分は「建築ブーム」と呼べるだろう。建設投資額の絶対額の大きさも考慮に入れる必要はあろうが、このブームはほぼ20年毎にやってきており、クズネットの説を裏付ける証拠のように思える。ただ、今世紀に入ったあたりの比率上昇は、特に土木投資の減少によるものである（小泉政権、民主党政権の政策を思い出すとよい）。参考に描いた「非住宅ブーム」については、筆者は感

覚的にも首肯するのだが、読者は如何だろうか。また、1990年代までは1章で取り上げた国会会議録の時期ともほぼ重なる。

さて、この図1をよく見ると今現在はそのような時期ではないことになっている。不調・不落が議論される時期なのに、矛盾するように思える。それともグラフ上では、建築、土木の双方とも活発だから表れないだけなのだろうか。そこで、建築着工統計調査の月次データの推移によって建築の部分の詳細に見ることにしよう（図2）。

図2上側の全国図には、姉齒事件による2007年



(注) 国のデータ公開状況により、全国は2005年1月以降、それ以外の2葉は2010年1月以降であることに留意。最新時点は2014年4月。下の2葉は今回の「建築ブーム」の火付け役となったと見られるブロックのみ描いた。

図2 国土交通省公表の建築着工統計調査報告より月次着工床面積合計（延べ㎡/暦月）の推移とその12ヵ月移動平均（全国、東北6県、関東7都県）

6月の建築基準法大改正の影響、そして、その翌年夏に発生したリーマンショックによる影響が如実に反映している。季節的要因を取り除いた12ヵ月移動平均ラインで見ると、2009年後半をボトムに徐々に回復傾向が見える中、2011年3月の東日本大震災があり、その後、建築着工床面積はかなり増大した。ただし、2014年の年明けからは伸びが鈍化しており、気になるところである。4月からの消費税増税による住宅着工を中心にした需要の先食い現象後の反動減と見られる。

表1は2010年1月～2014年4月の月次着工床面積の12ヵ月移動平均値(延べ㎡)の最大値÷最小値の倍率を計算し、大きい順に並び替えたものである。この値は、図2各葉の移動平均ラインの最低と最高の比と同じ意味である。東北地方の被災3県は、2倍前後の数値であり上位を占める。一方、東京都や神奈川県など首都圏の多くは1.1～1.3倍程度で、やや意外なことに下位に止まる(これは図2下2葉の結果と同じ)。ただ、毎

月の着工規模が大きければ、少しの変動率でも絶対量のギャップは大きいわけで、注意して表1の数字を見る必要がある。いずれにせよ、全国的に建築が繁忙期にあることは疑いないことだろう。なお、前述した図1で「建築ブーム」が顕著に表れていないのは、建築工事以上に土木工事が活発だからと想像できる(詳細は建設総合統計等で確かめたらよいが、ここでは割愛する)。

さて、今、建築の仕事が増えたといっても、かつてのレベルではない(図2上の全国図)という見方も可能だろう。しかし、国勢調査結果にも表れた建設技能労働者の大幅な減少を考慮せねばならない。建設労働者1人当たりの生産性が大きく変わることは通常はないから、全体として日本の建築生産能力は落ちていたはずである。この中で建築工事の増加であることに留意したい。

このことに加え、今後、本格化する期待が大きい2020年の東京オリンピックと関連工事の投資見通しによる思惑が、不調・不落到関係している。

表1 2010年1月～2014年4月の月次着工床面積の12ヵ月移動平均値(延べ㎡)の最大値÷最小値の倍率計算(倍率の大きい順)

No.	都道府県名	倍率	平均月次着工面積 (延べ㎡)	No.	都道府県名	倍率	平均月次着工面積 (延べ㎡)
1	04.宮城県	2.104	266,172	26	15.新潟県	1.276	197,599
2	07.福島県	1.944	168,849	27	36.徳島県	1.266	64,253
3	03.岩手県	1.785	123,692	28	01.北海道	1.266	425,998
4	33.岡山県	1.703	167,864	29	42.長崎県	1.259	88,654
5	29.奈良県	1.542	91,575	30	10.群馬県	1.259	189,635
6	47.沖縄県	1.512	156,406	31	17.石川県	1.258	107,124
7	26.京都府	1.498	198,137	32	46.鹿児島県	1.239	134,301
8	34.広島県	1.477	222,751	33	35.山口県	1.229	107,277
9	39.高知県	1.449	45,982	34	27.大阪府	1.220	684,392
10	06.山形県	1.437	89,123	35	05.秋田県	1.215	77,289
11	31.鳥取県	1.427	38,622	36	14.神奈川県	1.215	742,571
12	37.香川県	1.413	91,757	37	38.愛媛県	1.213	111,908
13	40.福岡県	1.409	434,510	38	24.三重県	1.213	158,891
14	44.大分県	1.338	97,760	39	09.栃木県	1.201	186,411
15	11.埼玉県	1.330	664,196	40	02.青森県	1.201	93,688
16	08.茨城県	1.322	305,547	41	41.佐賀県	1.188	79,012
17	20.長野県	1.321	176,905	42	18.福井県	1.180	72,198
18	45.宮崎県	1.310	92,489	43	22.静岡県	1.179	361,671
19	25.滋賀県	1.309	141,553	44	21.岐阜県	1.151	176,921
20	30.和歌山県	1.303	82,827	45	43.熊本県	1.147	152,341
21	16.富山県	1.301	103,193	46	13.東京都	1.133	1,233,733
22	19.山梨県	1.296	72,817	47	28.兵庫県	1.130	422,884
23	23.愛知県	1.296	746,457				
24	12.千葉県	1.295	528,730				
25	32.島根県	1.285	46,649				

(注) この倍率は図2の移動平均値の最低と最高の比率を計算したものであり、すなわち各都道府県の着工床面積の水準の変動の大きさを示している。なお、月次面積は移動平均の平均値を採った。

換言すれば、入札者（元請ゼネコン）にとって、一部でのコスト上昇を実感しながらも、全面的上昇とはならない状況の中で、工事完了までにそうした事態が起こるかもしれないというリスクを考慮した応札行動があるのではないか。このような行動は、専門工事単位のレベルでは往々にしてある。元下間の力関係から考えると、発注者と元請受注者間での契約のようなスライド対応でリスクヘッジするようなことが、日本では常識的にはあり得ないからだ。価格変動が激しい場合、専門工事業者としては、契約時と現場での履行までのタイムラグを考慮した見積りが行われていると考えられる。もし、市場単価の実態調査結果が低いという判断が今のゼネコン側にあるとすると、こうしたことも関係しているように思えてならない。

3 不調・不落対策の論点と考察

以下では、会議録記事や文献資料などによりながら、1で見た不調・不落対策から、いくつかの気になる点を記述し、論点の補足としたい。只々、これが筆者の不勉強による未熟な整理でないことを祈るばかりである。

(1) 国と地方

平成2年の会議録では、入札不調は国の直轄事業で比較的少なく、補助事業や地方公共団体の自主事業で多かったとある。ただ、それに関しては、建設通信新聞記事の座談会を取り上げた質問で「国の機関の発注工事で21%くらいの赤字、公団が15%強、地方自治体が14%で、国が一番赤字がすごいと。しかしみんな我慢してとるわけです」ともある。赤字幅の平均的な大きさを語ったものだが、これを素直に信じれば、国の不調が比較的少ないという事実とは矛盾するように思える。そうした事実関係があったのだとすれば、なぜなのか、理由はよく分からない。

また、この会議録では、当時入札不調が多くあった東京都からの要望で、国庫補助制度による延べ㎡当たりの標準単価を引き上げるとするのが話題になっている。これは新営予算単価に関係し

た話と思われる。毎年春に、国土交通省官庁営繕部では代表的なモデル庁舎毎に目安となる単価を設定し、それで要求予算を組み立てている。この単価は財務省が行う国庫補助金の算定や他の要求に対する査定に間接的に利用される。国庫補助事業の関係では、地方が行う建設工事の発注とも密接な絡みがある。つまり、国が決める新営予算単価が低めに設定されていると、入札不調の裾野が地方へと広がることになる。

(2) 建築と土木

入札不調の発生のしやすさは、土木工事よりは建築工事が大という指摘は会議録に度々出てくる。これはどういう理由からなのだろうか。入札不調とは、官側の予定価格積算が民側のそれと合わないことなのだから、普通に考えれば、両者の技術的な特性に起因する積算結果の違い、あるいは、それぞれが持つ積算ルールの違い、ということになるだろう。

前者は、比較的に建築工事の方が細かくて複雑だということや、土木工事は出来型が長いものが多く、価格が合わない場合に、その調整がやりやすいということも関係するように思われる。後者は、機動的な積算ルールの見直しができるか否かだが、土木に一日の長があるように思われる。それは土木は公共投資が大半でルール見直しは、公共発注者主導で可能なのに対し、建築は民間投資の方がかなり多く、そうしたルール見直しが一般には容易とは言えないことである。こうした考察が本当かどうかは確かめる必要がある。

なお、建築の積算ルールについては、戦後からの長年の関係者の努力で、官民共通のルール作りが行われてきた歴史や、国の場合、官側の積算ルールは所謂「統一基準」として、各省庁別々であったルールの共通化が図られてきた歴史があることは、議論の前提として押さえておくべきであろう。

(3) 建設技能労働者不足とその対策

需給逼迫の原因は、いつの時代にも建設技能労働者の人手不足というのが定番で、仕事がつい

わりに、実入りが少ないからというのが第一の理由である。この問題に対しては様々な手が打たれてきたが、どれも有効な手立てにはなっていないからこそ繰り返しているとも言える。労働者の賃金が資材と同じように需給関係によって高くなったり、安くなったりすることを前提としている公共工事設計労務単価の仕組みが、本当にこれよいかという議論もある（拙稿2013.10を参照）。

（４）スライド条項とその適用範囲の拡大

一式請負が伝統の建設業界にあつては、請負金の増額というのは一種のタブーであった。そのことを指して次のような会議録がある。「……そういうリスクを一般の生産の製品等であればある程度転嫁して解決することは可能である。しかし建設業者、請負業者の場合においては、その転嫁する方法というものは、所謂いまの定額請負の関係からいきまして、きわめて困難な問題であるという状況でございます」（昭和49年3月14日、衆議院・決算委員会、渋沢参考人（日建連専務理事）述）。ただ、既に昭和25（1950）年の所謂公共約款²の制定時より、物価の変動等による請負代金額の変更（所謂スライド条項）が旧21条（現25条）の規定にあつた。その内容は、「全体スライド条項」（現行の第1～4項）と「インフレ・スライド条項」（第6項）と呼ばれるものがあつた。さらに第2次オイルショック後の昭和56（1981）年に追加された第5項は「単品スライド条項」と呼ばれるもので、鋼材類・燃料油について平成20（2008）年6月以後、はじめて適用された。これらの対応も、入札不調に対しては重要な積算上の対策となっている（拙稿2012.7を参照）。

（５）発注者の予定価格算定への確信

会議録の検索記事で気になる記述があつた。「原則としては、発注者側が適正な算定をいたしまして、その適正に関する信念を持っておりません限り、業者との話し合いをうっかりやることは望ましくないと存じますが、適正な積算をやりま

して、その数字をはっきりと自分で持っております限り、入札不調の際に業者側と具体的な折衝に入ることは差し支えございませんし、またやむを得ないことであろうと存じます。それによりまして過去のトラブルは大体において解決しておると承知しています。」（参議院・商工委員会、昭和43年4月16日、通産省の万博工事に関する質問に対する建設省営繕局・横山政府委員の答弁）

筆者には、発注者としてはかなりの自信に満ちた言葉と感じられる。予算決算及び会計令（予決令）第80条第2項の言葉——予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない——そのものを追求する姿勢が出た言葉である。建築コストの本質を現代の我々がどれほど深く理解しているのか、改めて考えさせられる。

以上、雑駁なまとめとなつた。国会会議録に頼って記述した関係上、拾い忘れた点が多いと思われる。読者のご指摘を乞いたい。

（参考文献）

- 1) 岩松準「建築コスト遊学17：1976年「建築費急騰の記録」とインフレ・スライド条項」建築コスト研究No.78, pp.46-50, 2012.7.
- 2) 岩松準「建築コスト遊学21：公共事業労務費調査とそれに至る経緯」建築コスト研究No.83, pp.56-60, 2013.10.
- 3) 碓井光明『公共契約法精義』信山社, 2005.4.8
- 4) 建築雑誌・特集「建築工事の単価問題」1961.11.
- 5) 国立国会図書館「国会会議録検索システム」(<http://kokkai.ndl.go.jp/>)
- 6) 高柳岸夫・有川博（共著）『官公庁契約精義』平成26年増補改訂版, 全国官報販売協同組合, 2014.2.20.

2 当初は「建設工事標準請負契約約款」と呼ばれた。昭和47（1972）年改正で「公共工事標準請負契約約款」に改称し、現在に至る。